

【公募説明資料】

令和8年度

**天然ガス利用設備による
強靱性向上対策事業費補助金**

令和 8 年8月

一般社団法人 都市ガス振興センター

本「公募説明資料」は、記載内容を変更することがあります。

最新版は適宜、ホームページより確認してください。

都市ガス振興センターホームページ <http://www.gasproc.or.jp>



目 次		
0.	補助金活用をご検討のみなさまに(必読事項)	2
1.	事業の趣旨、概要	3
2.	交付対象の要件	3
3.	補助対象範囲と補助率、補助金の上限額	5
4.	補助事業全体の流れ(公募申請から実績報告、稼働報告まで)	6
5.	複数年事業の取り扱い	11
6.	交付申請の手引き、ガイド	12
7.	交付申請方法、問合せ先について	15
◇	交付申請時の資料集	

0. 補助金活用をご検討のみなさまに(必読事項)

一般社団法人 都市ガス振興センター（以下、センター）が扱う補助金は、国（経済産業省）から交付決定を受けた公的資金となります。「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」、およびその他の法令等に定めるところによるほか、「天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程」、本公募説明資料等に基づいて実施します。以下の各項目についてご理解の上、遵守してください。

《前提》

- 交付規程や各種説明資料にて事業の目的、交付要件や制約事項、罰則事項などを十分ご理解ください。
- 如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは許されません。不正となります。
- 不正行為があった場合、センターは法や規程類に則り厳正に対処し、当該部分の交付決定を取消し、交付済み補助金額に加算金（年利 10.95%）を加えた額を返還していただきます。
- 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称、および不正の内容については、ホームページ等で公表するとともに、センターの所管する補助金への申請を一定期間停止する等の措置を執ります。また、刑事罰等に関して、所轄警察署に相談することがあります。

《交付申請に際して》

- 本補助金の目的、要件を満たす申請内容となっているか確認してください。
- 補助対象範囲に間違いがないか、実施可能なスケジュールとなっているか確認してください。
- 補助金の交付は、補助事業者の支払い完了および確定検査に合格した後となります。資金計画に留意してください。
- 補助金は目的外に利用できません。また、国の他の補助金との重複受給はできません。併願等ある場合、必ずセンターに相談してください。
- 交付決定前に、契約や発注（補助事業に関する、リース契約・エネルギーサービス契約・機器購買契約・工事請負契約など）がなされた事業は交付対象にできません。
- 交付申請書提出をもって、交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に同意したものとします。
- 導入する設備は国内の関係法令や設置ガイドライン等の技術基準、品質性能基準等を満たしたものであり、かつ国内での販売体制、保証体制が整っているものに限ります。また、導入する設備は全て新品で未使用のものに限ります。
- 導入した設備は善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図る必要があります。また、導入した設備は法定耐用年数以上の期間に渡り使用する前提ですが、耐用年数内に廃棄・譲渡等（財産処分）する場合には、センターの事前承認が必要です。原則として残存簿価に相当する補助金を返還いただくことになります。

《その他》

- 内閣府が取り組んでいる EBPM に協力いただきます。EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用した EBPM の推進は、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するものです。

1. 事業の趣旨、概要

天然ガスは優れた環境特性を有するだけでなく、その供給を担うガス導管の大部分が埋設されていることから風水害の影響を受けにくく、耐震性も併せ持つため供給途絶リスクが低いとされています。

近年、地震や集中豪雨、台風などの災害発生頻度が増し、市民生活に停電による甚大な影響が及ぶ事態も生じています。このため強靱性の高い天然ガス（都市ガス）供給を受ける避難所等に、災害時にも対応可能な停電対応型のコージェネレーションシステム（以下、停電対応CGS）や停電対応型のガスヒートポンプエアコン（以下、停電対応GHP）を普及させ、避難所としての機能を高めることが重要です。本事業では、停電対応CGS又は停電対応GHPの導入及び更新を行う事業経費の一部を補助することにより、災害時におけるエネルギー供給の強靱性向上を図ることを目的とします。

〔令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金 予算額 約8.7億円〕

2. 交付対象の要件

次に掲げるいずれにも適合すること

(1)事業を営む法人であること。

※家庭用は対象外（住戸、集合住宅の専有部、店舗兼住宅の住居部分は対象外）

(2)天然ガスを主原料とするガスを中圧導管または耐震性を向上させた低圧導管により供給を受けること。

※天然ガスはメタンを主成分とする可燃性気体であり、液化天然ガスを含む。また、主原料とは都市ガスの組成比の中で一番高いものをいう。

※耐震性を向上させた低圧導管とは日本ガス協会の指針により“耐震性あり”と評価された低圧ガス導管、もしくは本支管および供給管（引込管）において、鋼管（ねじ接合以外）、ダクタイル鋳鉄管（抜け出し防止機構あり）またはポリエチレン管が使用されていることをいう。

※耐震性のない低圧導管の場合、災害時において導管によるガス供給が不能となった場合にのみ稼働する常設ガス発生装置（プロパンエアー13Aガス発生装置）を設置する場合は耐震性を向上させた低圧導管として取り扱う。ただし当該ガス発生装置に係る費用は補助対象外。

(3)天然ガスを主原料とするガスを燃料とした設備を導入して使用すること。

(4)対象とする設備は、次の(ア)(イ)のいずれかとし、(ウ)を合わせて設置すること。

対象設備機器	主な仕様
(ア) 停電対応可能なガスコージェネレーションシステム (以下「停電対応CGS」という)	平時には系統連系運転を行ない、系統電力が停電した際には再稼働または稼働継続できるコージェネレーションシステムであり、発生する排熱を有効利用するエネルギー効率の高い省エネ設備であること。なお平時に排熱利用先のないモノジェネ設備及び増エネとなる設備は対象外とする。
(イ) 停電対応可能なガスヒートポンプエアコン (以下「停電対応GHP」という)	系統電力が停電した際には再稼働または稼働継続できるガスヒートポンプエアコンであること。また停電対応CGSと組み合わせて停電対応が可能となるガスヒートポンプエアコンについても停電対応GHPとして扱う。
(ウ) 補助対象設備の運転状況を確認するために必要な専用の計測装置	計測用ガス流量計等 (都市ガス事業者所有の取引メーターとは異なるもの)

(5)以下(ア)～(ウ)のいずれかの建物に設置されること。いずれの場合にも、補助対象設備は建物と同一敷地内に設置し、補助対象設備が災害時に寄与する屋内空間の床面積を明確にすること。

対象となる建物の区分

(ア)公共性の高い建物

- a. 国や地方公共団体が定める防災計画において指定される建物
[例. 指定避難所、指定避難場所、福祉避難所等]
- b. 国や地方公共団体、社会福祉法人、医療法人及び学校法人が所有及び運営する建物
[例. 市区町村役所・庁舎、消防署、警察署、公民館、老人福祉施設、病院、学校、児童福祉施設等]

※法人格の種類について

病院、学校、児童福祉施設に関しては、地域市民に開かれた経営実態が確認できれば、法人格の種類を問わない。

(イ)災害時に避難所等として活用され、避難所としての機能が高い※ 以下の建物

- a. 避難所、避難場所（屋内）
- b. 協定による避難場所（屋外）に併設された建物
- c. 帰宅困難者受入建物
- d. 災害時帰宅支援ステーション
- e. 一斉帰宅抑制事業者の建物
- f. 協定による物資提供を住民等に行う建物

※避難所としての機能が高いとは a. ～ f. について以下①②③全てを満たすことをいう。

①地方公共団体との協定（見込みを含む）、もしくはそれに準じる取組があること。各々、具体的には下表の取り扱いとする。

a.	地方公共団体との協定書を提出すること。申請時点で協議中の場合には、その議事録を提出すること。また、地方公共団体の取組として避難所等の運営主体となる地域自治会に協定締結を委ねている場合にはその協定書を可とする。帰宅困難者受入建物については、一時滞在施設を含む。
b.	
c.	
d.	地方公共団体との物件毎協定がない場合、ホームページ掲載資料等を提出のこと。
e.	地方公共団体との協定がない場合、BCP等内部資料の提出にて可とする。
f.	物資提供の品目としては、ペットボトル水等災害時備蓄品のみの提供は認めない。工場の場合は当該事業所で災害時にも継続生産される最終製品を対象とすること。小売業の場合は、協定書に記載の品目を確認すること。

②補助対象設備が停電対応CGSの場合、単機発電能力25kW以上の機器を設置すること。補助対象設備が停電対応GHPのみの場合、室外機2台以上かつ冷房能力合計112kW以上の機器を設置すること。

③系統電力の停電時には、補助対象設備から空調・照明・電気コンセントの3つのうち、2つ以上を避難スペース（図1）に供給できること。

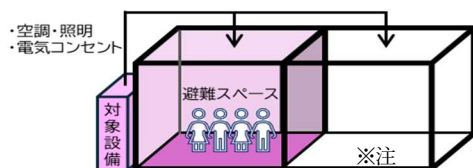


図1 災害時に寄与する避難スペースのイメージ

左図の塗りつぶしの屋内空間の床面積がわかる図面を交付申請書に実施計画書（様式第2）の添付資料として提出要

※注 避難者を迎え入れるスペースは避難スペースに含める。機械室、バックヤード等、避難者を迎え入れないスペースは含めない。

(ウ)その他交付規程第6条規定の審査委員会が認めた建物

3. 補助対象の範囲と補助率、補助金の上限額

(1) 補助対象の範囲

① 経費の区分について

区 分	内 容
I. 設計費	補助事業の実施に必要な設備の導入の設計に要する経費。
II. 既存設備撤去費	補助事業の実施に必要な解体、運搬等に要する経費。ただし、廃棄物処理に要する費用を除く。
III. 新規設備機器費（含む計測装置）	補助事業の実施に必要な導入機器の購入等に要する経費。
IV. 新規設備設置工事費	補助事業の実施に必要な導入設備の設置に要する経費。
V. 敷地内ガス管敷設費	補助事業の実施に必要な敷地内ガス管の敷設に要する経費

② 補助対象の範囲(区分 I ～IV)

- 停電対応 C G S 機器本体に加え、機器本体メーカー付属品、その他必要と判断される設備
- 停電対応 G H P 機器本体（室外機）に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備
※建物の区分が（イ）の場合、避難スペースの室内機のみを対象とする
- 熱交換器（排熱利用機としての吸収式冷温水機（適正容量と認められるもの）を含む）、煙道、煙突、安全装置、省エネ計測装置、ガスブースタまたはガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎（設備建屋および建屋に付随する設備等は対象外とする）
※排熱利用吸収式冷温水機が適正容量を超える場合には能力按分相当額を対象とする。
- 蒸気・温水配管および電気配線等については、対象設備間をつなぐものは補助対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とする。配管に付随するポンプ等もこれに準ずる。
- 当該経費は本補助事業で専用に使用する部分とする。

③ 補助対象の範囲(区分 V：敷地内ガス管敷設費)

ガス配管、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とする。補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とする。

(2) 補助率

補助対象経費の 1／3 以内

(3) 補助金上限額(1事業あたりの上限額、複数年の場合は合計額)

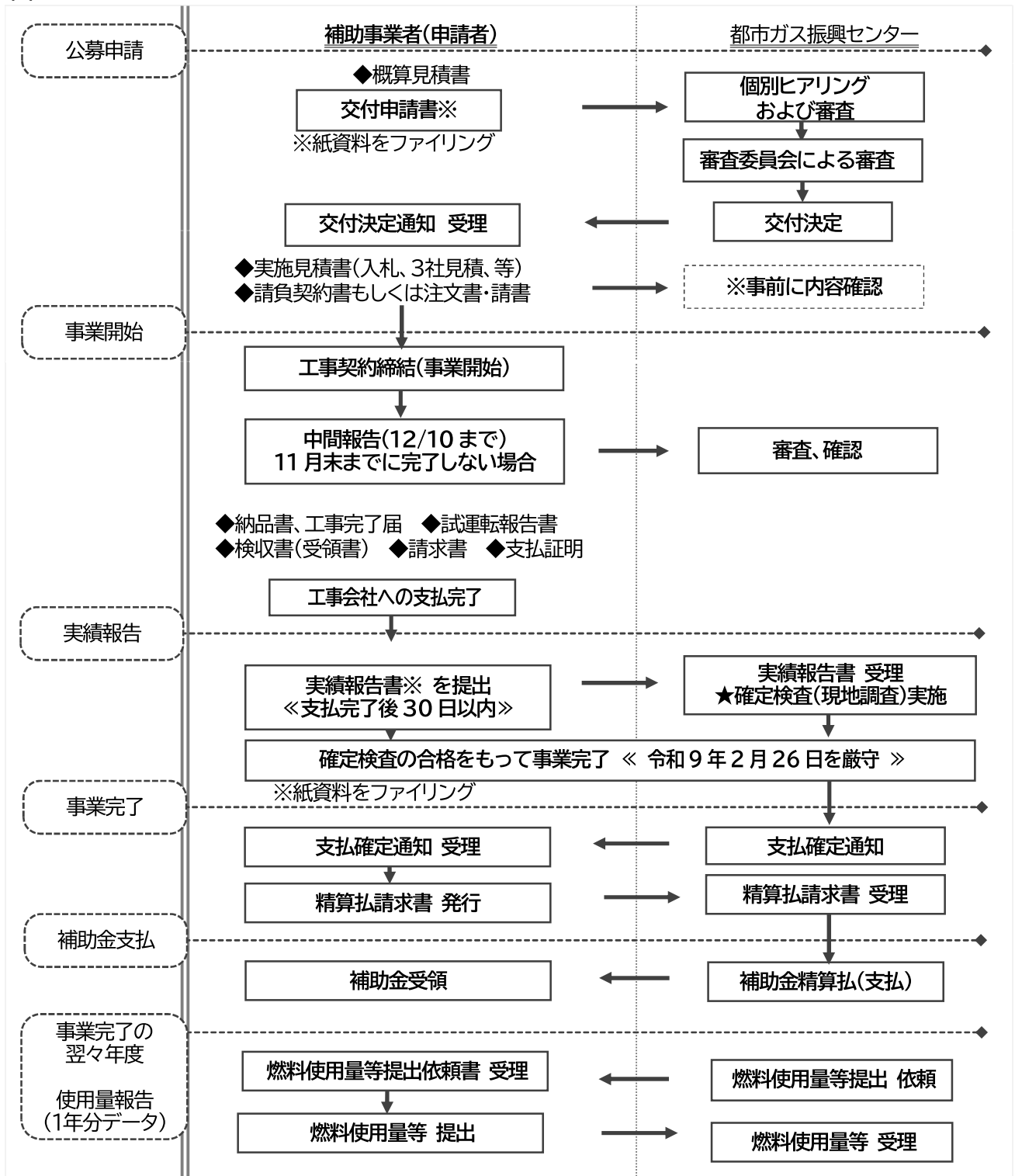
	中圧ガス導管による供給	低圧ガス導管による供給
停電対応 C G S	2 4 0 百万円	6 0 百万円
停電対応 G H P	6 6 百万円	

※上限額については、補助対象経費の区分毎に補助率を乗じた額の合計額にて算出する

4. 補助事業全体の流れ(公募申請から実績報告、稼働報告まで)



(1) 主なフロー



(2)交付申請と交付決定(交付規程第7、8条)

- 事業計画や資金計画を十分検討の上、所定の交付申請書、実施計画書、添付書類をセンターに提出してください。
- 原則、J グランツによる申請となります（デジタル庁が運営する補助金申請システム：後述）。
- 交付決定後に交付申請の取り下げを行う場合は、交付規程第9条により交付決定通知を受けた日から起算して10日以内に交付申請取下げ届出書（様式第4）をセンターへ提出してください。

①申請者について

- 補助対象設備の所有者および使用者が申請者となります。申請者が複数となる場合は共同申請とし、交付申請書類に各々の役割を明確に示してください。関係者が多数存在する場合は、事前にセンターまで相談してください。また申請後の申請者の追加・変更、および支払い方法の変更はできません。

【共同申請となる例】

	リースの場合	エネルギーサービス（E S）の場合		賃貸借の場合
筆頭申請者 （設備所有者）	①リース会社	①E S 会社	①リース会社	①賃貸人
共同申請者 （設備使用者）	②設備使用者	②設備使用者	②E S 会社 ③設備使用者	②賃借人

- 補助金は設備所有者に交付され設備使用者の便益に寄与します。したがって中間に入る会社がある場合の経費は対象外です。上の例ではリース会社、E S 会社、賃貸人の経費は補助対象外です。
- リース等の場合、補助金相当額全額を総支払料金に反映する計算書を誓約いただきます（リース等料金計算書（別紙12））。
- リース等の契約は実績報告時までには締結され、契約期間は設備の耐用年数と合致させること（合致しない場合、再リースする旨を特約条項等に付記すること）。取得財産の取得日は検収日であること。補助事業年度内に開始すること（ただし翌年度4月1日開始は可）。
- 支払委託契約の場合、金融機関を共同申請者とする必要はありません。

②事業の期間について

- 本補助事業は単年度事業です。以下に定められた期間に事業を開始、完了できる場合のみが対象です。実施可能なスケジュールで申請してください。

補助事業(工事契約)開始日	最初に工事契約を締結する日。交付決定前の契約締結は不可。
補助事業(工事契約)完了日	補助事業を構成するすべての工事検収後、支払いが完了した日。
補助事業の完了日	補助事業を構成するすべての工事検収、支払い完了から30日以内に実績報告書をセンターに提出後、確定検査で合格となった日。最終期日は令和9年2月26日。

③交付決定について

- センターは提出された交付申請書、実施計画書、添付書類に基づいて審査を行います。
 - ・補助事業の全体計画（資金計画、工事計画、避難所協定協議等）が整っており、準備が確実か。
 - ・補助事業に要する経費の見積書が適正か（補助対象範囲、見積区分等）。
 - ・補助金の用途外利用はないか。他の補助金との重複はないか。

■センターの審査が完了した申請物件を第三者審査委員会に諮り、補助金の交付が適当と認められたものについて、予算の範囲内において採択し交付決定を行います。採択の順位としては以下の通りです。

1) 避難所等の建物区分（以下、2.（5）対象となる建物の区分ア.イ.の順）

（ア）公共性の高い建物（詳細は2.（5）（ア）を参照）

（イ）災害時に避難所等として活用される避難所としての機能が高い建物
（詳細は2.（5）（イ）を参照）

2) 建物区分ごとに以下で算出された費用対効果の大きい順に採択します。

（ア）区分：補助対象設備が災害時に寄与する屋内空間の床面積(m²)/補助対象経費(百万円)

（イ）区分：補助対象設備が災害時に寄与する避難スペースの床面積(m²)/補助対象経費(百万円)

なお、交付申請時に設備所有者もしくは設備使用者から以下の書類提出があった場合、算出された費用対効果に対して加点優遇します。

◇中小企業における賃金上げの取組について（表明書）（別紙17）の内容を表明、誓約された場合

◇ワーク・ライフ・バランス等推進する企業として有効な認定を受けている事業者の場合（別紙18）

■交付決定後、採択分については事業者名、事業概要等をセンターホームページに掲載します。

(3)補助事業の工事について

■適正な費用で補助事業を実施するために、発注先の選定にあたっては競争入札、または3社以上の相見積をもって公正を期することが必要です。競争入札の場合はプロセスと落札結果がわかる資料、相見積もりの場合は3社分の有効な見積書を、実績報告時に提出してください。

■競争入札または3社以上の相見積が著しく困難である場合には、事前にセンターに発注先選定理由書を提出し承認を得てください。ただし下記理由では否認され補助対象から除外となります。

◇導入したい設備の代理店であるから ◇メーカーに直接見積を取るのが最も安価だから

◇構内常駐の施工会社であるから ◇施工の信頼性が高いから ◇対応が早いから

■交付決定された事業の遂行は事業者の義務となります。遅延等の無いようにきちんと工程を把握し、変更等が生じた場合は速やかにセンターへ連絡してください。

①見積依頼書と見積書について

■見積依頼は必ず所定の書式（別紙7）を利用して行ってください。その際、補助対象範囲を明確に指示した上で、経費の区分（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）についてもわかるような記載を依頼してください（見積書の書式を限定するものではありません）。また、以下のような見積作成時の注意事項が多くありますので注意してください。

例. 50万円以上の見積項目が含まれている場合は見積項目の内訳を記載すること

例. 出精値引き、値引き等の表記はせず、値引き後の金額を見積内訳に記載すること

例. 諸経費等の項目を計上する場合、必ず内訳を記載すること（見積上のどの項目に対し〇%）

■見積作成費用は、補助対象に入りません。

■補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品の調達等に係る経費を計上する場合、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上してください（原価に関する合理的な説明が必要です）。

■経済産業省から補助金交付等停止及び契約に係る指名停止措置が講じられている事業者については、見積依頼先とすることはできません（契約金額が税込100万円未満のものを除く）。

下記の経済産業省ホームページにて確認できます。

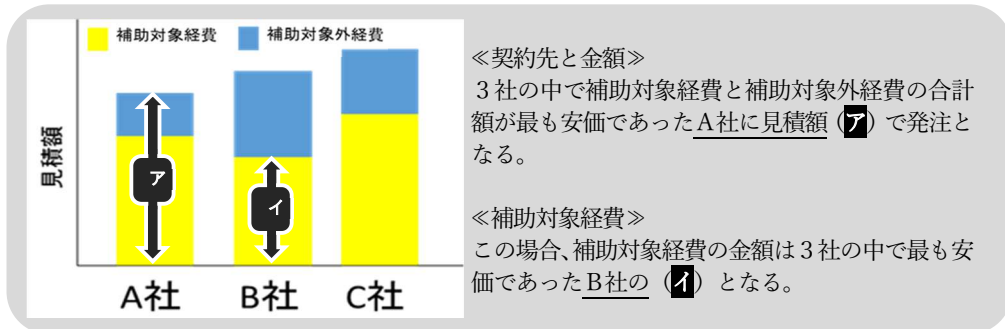
⇒ https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html



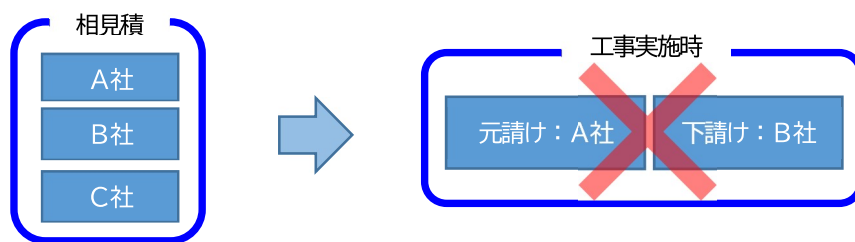
②工事契約について

- 実施見積（競争入札または3社以上の相見積）後の工事契約は、最も安価な見積書を提出した事業者と締結します。但し、補助対象経費については、以下の図の通り最も安価な補助対象経費を提出した見積事業者の額とします。
- 公正な競争の観点から、相見積先の会社同士が元請下請の関係になることは認められません。
- 契約の締結は交付決定日以降にしてください。交付決定前に契約締結された事業は補助対象外です。

【契約先と補助対象経費の考え方】



【相見積先が元請け下請け関係となってはいけない】



③納品、検収について

- 補助金の経理処理は、通常の商習慣とは異なる場合があります。工事完了時に受注者が発行する納品書、工事完了届等に対して、発注者は必ず検収を行った上で「検収書」「受領書」等を受注者宛に発行し、写しを保管してください。この際、補助事業を構成する工事がすべて完成し試運転・調整についても完了し、性能が確認されている必要があります。
- 【納品】受注者が、請負内容の完成物を発注者に引き渡す行為
- 【検収】納品後に発注者が、受注者からの納品物に対して発注通りか検査して受け取る行為

④支払いについて

- 費用の支払いは、手形、割賦、相殺等は認められません。必ず「金融機関からの振込み」とし、支払いの事実を金融機関が証明した証憑（振込証明書、振込受付書、振込金受取書等）を用意してください。
- 振込手数料は補助対象となりません。
- 請求書と支払いの証憑が同額となるよう、他の請求と合算せずに単独で支払ってください。
- 電子的銀行取引における資金移動（ネットバンキング等での振込み）の場合、取扱銀行名、振込依頼人、振込年月日、振込先口座情報、振込金額を証明できる帳票が必要です。証憑となる帳票の出力日は相手方口座への着金日以降としてください。（振込依頼の帳票類は証憑書類として認められません）

(4)中間報告・実績報告および確定検査(交付規程第16、17条)

①中間報告

■補助事業者は、11月末までに事業が完了しない場合、12月10日までにその時点で報告可能な書類を「中間報告」としてセンターへ報告してください。中間報告後、順次書類を追加して実績報告書となります。

■中間報告が必要と見込まれる場合は、交付申請時の発注計画書にその予定日を記入してください。

②実績報告と現地調査、確定検査

■支払完了から30日以内に実績報告書をセンター宛に提出してください。センターは実績報告書の内容をすべて確認し、現地調査等の確定検査を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知します（支払確定通知）。

■工事内容または設備能力が申請書通りでない場合等、不相当と認められる場合には、補助金不交付や減額の措置を取る場合があります。

■補助事業を構成するすべての工事等（補助対象外の工事も含む）の完了、および検収と費用の支払い、センターの確定検査合格をもって補助事業の完了とします。

■交付申請書類ならびに実績報告書類それぞれについて、紙面でのファイルを作成してください。現地調査時には、各種書類の原本照合等を行いますので、書類の原本（原本を契約先に提出する書類はそのコピー）については確実に保管してください。

(5)補助金の支払い(交付規程第18条)

■補助事業者は、センターから確定通知を受けた後に精算払請求書（様式第13）をセンターに提出してください。その後、センターより補助事業者に補助金を支払います。

(6)取得財産の管理(交付規程第21、22条)、圧縮記帳について

■補助金で取得した資産（取得財産等）については取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、耐用年数期間内に資産を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。

■耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二（または第一）」に基づいて設定することを原則とします。

■当該補助金の内、固定資産の取得に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することができます（圧縮記帳）。ただし、既存設備の撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

(7)燃料使用量等データ報告(補助事業完了翌年度分の実測データ)

■事業完了翌年度の4月から翌年3月までの補助対象設備の燃料使用量等実測データを報告いただきます。翌々年度の5月頃に報告の依頼をします。実測データが正しく計測されていない場合等は改善の上、再度実測データを提出していただく場合があります。

■停電対応CGSの場合は、CO₂排出削減量の確認も行います。なお、申請時の計画と比較して事業完了後の実測データが著しく異なる場合は改善指導を行い、設備改造等実施の後、再度実測データを提出いただく場合があります。遠隔監視システムを通じてのデータ取得も可とします。

(8)規定違反に対する措置について

■事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）および交付規程の定めるところに従う必要があります。これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意ください。

- ・ 交付規程第19条第1項の規定による交付決定の取消、同条第2項の規定による 補助金等の返還および同条第4項の規定による加算金の納付
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則の適用
- ・ 相当の期間、補助金等の全部または一部の交付決定を行わない
- ・ センターが所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする
- ・ 事業者等の名称および不正の内容の公表

5. 複数年事業の取り扱い

(1)交付申請と交付決定、採択順位について

■以下のケースで2ヶ年計画を上限に補助金の交付申請を受付けます。本年度の交付決定が2年目の補助金交付を保証するものではありません（単年度事業を2回繰り返すものです）。

- ・ 新築の建物に対象設備を導入する場合で、工程上単年度での実施が困難な場合
- ・ 補助事業に要する経費が1.5億円以上であり、工程上単年度での実施が困難な場合

■初年度に申請する補助金額は、原則「全体の補助対象経費の10%以上」となるように申請してください。

また、初年度分の出来高を検収する必要があるため、設計費のみの申請は不可とします。申請にあたっては、必ずセンターに工期、補助対象範囲を具体的に事前相談してください。

■交付決定の採択順位としては、「全体の補助対象経費の50%以上」を初年度申請された案件については、他の単年度申請物件と同様に審査します。初年度が「全体の補助対象経費の50%未満」の場合は、単年度申請案件よりも採択順位が下がります。

(2)見積、発注について

■見積書は、年度別に経費区分毎に金額が確認できる内容としてください。なお、支払いについては、年度毎に出来高に応じて完了してください。

■契約行為は原則年度毎に行ってください。2年目の事業の開始日は2年目の交付決定日以降としてください。工事を一括で契約せざるを得ない場合は、センターと協議の上、発注、契約、納品、支払等において、年度毎に実施内容および金額等が確認できるようにしてください。

■本年度事業完了から2年目の交付決定までの期間において検収、支払および工事着手するものは補助対象外となるため、見積依頼書には「令和9年3月1日から本補助事業令和9年度交付決定日の間の工期は除く」旨を明記してください。

■次年度の事業内容を変更する必要があるときは、本年度の事業内容には変更がない場合であっても、変更が判明した時点で、その内容および理由等をセンターの担当者までお知らせください。

(3)その他

■申請時に複数年事業を完成させる旨を記載した事業継続誓約書（別紙13）を提出してください。

■実績報告時に事業を履行する旨を記載した事業継続確認書を提出してください。

■設備を完成させず事業を中止する場合や、申請した内容が実施できない場合は、既に交付された補助金は返納となります。

■事業継続確認書を提出した事業者のうち、2年目に交付申請しない事業者は、事業が完了した際に事業完了報告書およびセンターが指定する添付書類を提出してください。また、交付された補助金について適正な運用がなされているか等の確認、現地調査を必要に応じて行います。

凡 例： ▲/■：補助対象工事，▲/■：補助対象外

	月	1年度目												2年度目												3年度目		
		交付決定 ▼						実績報告 ▼						交付決定 ▼						実績報告 ▼						▽建物竣工 ※4		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
○ ○ 空 調 工 事	設計 ※1							契約		検収・支払				※3														
	A工事																			契約		検収・支払						
	B工事							契約			検収・支払															財産取得		
	C工事							契約			検収・支払																	
	D工事 ※2							契約																				

※1 設計費のみでの初年度申請は不可

※2 1年度目に契約を行った場合でも、1年度目に出来高がない工事は補助対象外

※3 1年度目事業完了から2年度目の交付決定までの期間は補助対象外

※4 建物の竣工(設備の稼働)は2年度目の年度内であること

6. 交付申請の手引き、ガイド

(1)補助事業の範囲について(考え方)

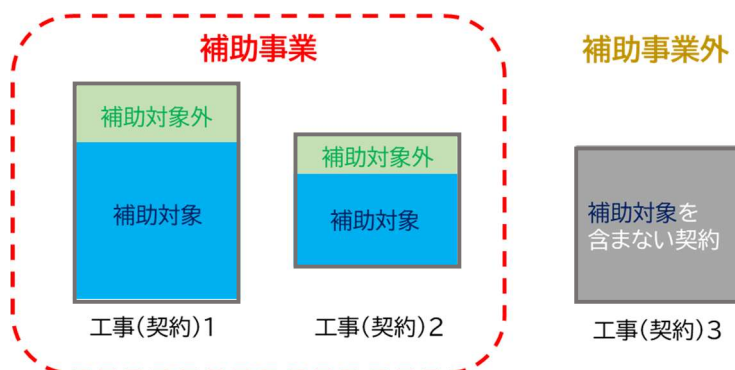
■補助対象工事を含む一つまたは複数の工事契約を、「補助事業」の範囲として設定します。

■補助事業は、一つまたは複数の工事契約単位で構成されます。

■補助事業とする工事契約に補助対象外の工事が含まれる場合、補助対象外の仕様変更や金額変更等であっても、センターに対して手続きが必要となります。

■補助対象外の工事のみが遅れた場合でも、全体の工事契約が事業期間内に完了しなければ、補助金は交付されません。

■一方、補助対象設備の導入に関連する工事であっても、補助対象を含まない工事契約は、「補助事業外」といい、補助事業とは無関係な工事となります。



⇒見積依頼の際、補助事業の工事範囲、補助対象、補助対象外を明確に指示することが重要です。

(2)概算見積と実施見積

- 交付申請時に添付する見積書は、概算見積でも構いません。センターの審査において補助対象範囲が変更となる場合があるため、実施見積作成依頼（3社以上の相見積）は交付決定後に実施することをお勧めします。
- 見積件名（工事件名）が、以降の当該補助事業を進めていく上での統一名称となりますので（契約書、納品書、検収書、請求書等）、見積依頼時に適切な件名を工事業者に指示してください。

(3)交付申請時の提出書類

- 各種書類・書式については、センターのホームページよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.gasproc.or.jp>



- 申請者は、公募期間内に以下の書類を提出してください。期日までに申請（提出）されなかった場合、受付できませんので注意してください。
- J グランツにて申請した書類については、必ずすべてのデータの保管とともに紙面ファイルの作成を行ってください。特に、概算見積書や供給証明書といった原本となる書類については、最終的にはセンターが作成する申請書・実績報告書（コピー）と原本照合を実施しますので、大切に保管してください。

提出書類一覧

■ 交付申請書(様式第1)

■ 実施計画書(様式第2)

必須	☐ 避難スペース(建物区分アの場合、停電時に設備が寄与する面積)が読取れる図面 PDF
必須	☐ 施設所在地の地図（最寄り駅または最寄りバス停を明記こと）
必須	☐ (別紙1) 申請金額整理表
必要に応じて	☐ 補助事業に要する経費と補助対象経費の差額がわかる資料（ガス管按分等）
〃	☐ (別紙2-1) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について（申請者が複数の場合に作成）
	☐ (別紙3) 申請者別の資金調達計画（申請者が複数の場合に作成）
	※三者以上の共同申請の場合には、補助事業にかかわる契約形態を示す体制表を作成、添付要。
〃	☐ (別紙2-2) 補助事業に要する経費等の年度別内訳について（複数年申請の場合に作成）

添付資料Ⅰ 発注計画書

- ※申請、契約、中間報告、納品、検収、支払完了予定日等の計画を時系列で記載
- ※実現性のあるスケジュールを記載すること

必須	☐ (別紙4) 発注計画書
----	--------------------------------------

添付資料Ⅱ 補助対象設備の仕様

必須	☐ メーカー、型式、定格能力等が明記された仕様書、技術資料
必要に応じて	☐ (別紙5) CGS 計算シート（CGSを設置する場合に作成） ※想定負荷データとコージェネレーション設備の稼働計画を明確にすること
〃	☐ (別紙6) GHP 室内機接続判定シート（GHPを設置する場合に作成） ※停電時の空調稼働が可能であることを示す、メーカー書式による設計計算書

添付資料Ⅲ 補助事業の設備に関する図面および従来設備の設置状況を示す写真

※補助対象範囲を明確にするために、色分けと凡例を明記すること

※導入後の運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を明記すること

※各図面に図面名称を記載すること

必須	☐ 構内配置図（参考資料3）	敷地全体と建物と対象機器、ガスの引き込み位置がわかる平面図
必須	☐ 機器配置図（参考資料4）	対象機器設置位置、主な配管ルートがわかる平面図
必須	☐ システム図（参考資料5）	対象機器と主な配管・配線、対象範囲がわかる系統図、フロー図（排熱回収、冷媒、電気配線、リモコン通信配線、ガス配管等）
必須	☐ 電気系統図（参考資料6）	対象機器の電気接続と停電時の給電先がわかる図（単線結線図等）
必須	☐ ガス配管平面図（参考資料7）	口径、配管長、専用ガス計測装置設置場所、対象範囲がわかる図
必須	☐ ガス配管アイソメ図（参考資料8）	同上
必要に応じて	☐ 既存設備の設置状況写真（外観、機器、銘板等を撮影し、撮影日を記載のこと）	

添付資料Ⅳ 見積依頼書、見積書の写し

※見積依頼は必ず書面で実施し、仕様書、図面等添付資料がある場合は提出すること

※見積書は経費の区分および補助対象経費が明確に分かるようにすること

必須	☐ （別紙7）見積依頼書
必須	☐ 見積書

添付資料Ⅴ 申請者情報（共同申請の場合は、全社分）

必須	☐ 会社・事業所の紹介パンフレット等（ホームページのプリント可）
必須	☐ （別紙8）役員名簿
必須	☐ 履歴事項全部証明書（申請日より3か月以内、コピー可）
必須	☐ 直近の財務諸表（決算が赤字の場合は、前2年分を合わせて添付すること）

添付資料Ⅵ 避難所として協定している施設等であることを証明できる書類

必須	☐ 地方公共団体との協定書等、または協定見込みの場合は協議の議事録 ※議事録には先方担当者の所属、名前、補助事業完了までに協定が発効されることが明確に記されていること
必須	☐ （別紙9）補助対象設備の水没リスク確認書
必須	☐ （別紙10）国交省サイト「重ねるハザードマップ」検索結果画面コピー ※洪水浸水想定（計画規模）の浸水深さ確認のため

添付資料Ⅶ 導管によるガス供給を受けていることを示す書類

必須	☐ （別紙11）供給確認書（ガス導管事業者、ガス小売事業者によるもの） ※申請者がガス小売事業者を通じて入手。建物前面道路の本支管および供給管の圧力、材質が示された図面、既設ガスメーター写真等を添付すること
----	---

添付資料Ⅷ その他書類

必要に応じて	リース、エネルギーサービスまたは賃貸借等にて共同申請する場合 ☐ 対象設備に関する契約書の案 ☐ （別紙12）リース等料金計算書（補助金分が減額されていることの証明として） ☐ 賃貸借の場合、設備の更新により契約金額が増額されないことを証明できる書類
〃	☐ （別紙13）事業継続誓約書（複数年度事業で申請する場合）
〃	☐ 支払委託契約を利用の場合は、支払委託契約書の案
〃	☐ （別紙16）発注先選定理由書
〃	☐ （別紙17）中小企業における賃金引上げの取組について（表明書）
〃	☐ （別紙18）ワーク・ライフ・バランス等推進事業者（表明書）

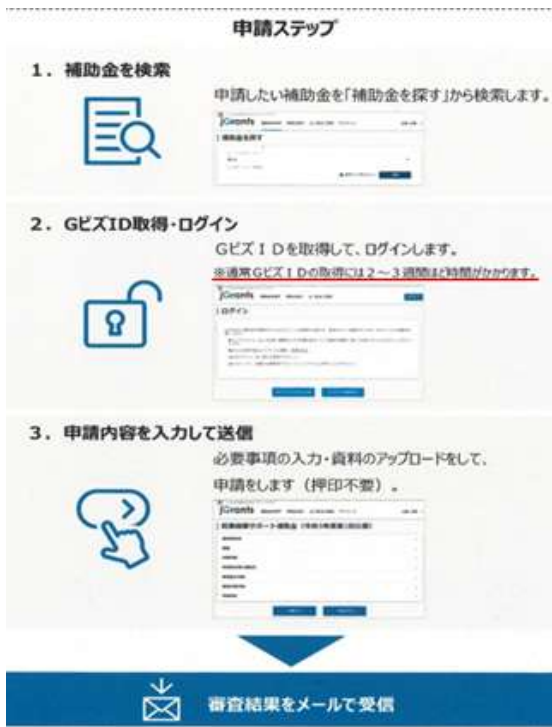
添付資料IX 交付申請時提出書類チェックリスト、目次、交付申請書のファイリング例

必須	☐ (別紙19) 交付申請時提出書類チェックリスト	
必須	☐ (別紙20) 目次	
－	(参考資料10) 交付申請書のファイリング例	
その他	審査にあたって、別途資料の提出をお願いする場合があります	

7. 交付申請方法、問合せ先について

(1) 交付申請ステップ

交付申請は原則、デジタル庁が運営する補助金申請システム J グランツにより行うこととします。J グランツの申請フォームより必要事項を直接入力の上、すべての電子ファイルをアップロードしてください。やむを得ない理由により J グランツによる申請ができない場合は、必ず申請前にセンターまで連絡してください。センターが認めた場合に限り、電子メールでの申請を可とします。



J グランツ入口

<https://www.jgrants-portal.go.jp>

※G Biz ID の取得について

⇒ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

J グランツ利用可能な G Biz ID 種別

■gBizID プライム(法人の代表者)

※まずは上記サイトで申請、登録

■gBizID メンバー(組織の従業員)

※プライムが発行するアカウント

(2) 交付申請期限

◇ J グランツでの申請 : HP に記載の日程 23:59 までに入力したもの

◇ 電子メールでの申請 : HP に記載の日程 23:59 までに送信(受信)したもの

(3) お問合せ先

一般社団法人 都市ガス振興センター

〒105 - 0004 東京都港区新橋 3 - 7 - 9 川辺ビル 5 階 TEL : 03 - 6435 - 7692

【受付時間】 9 : 00 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 17 : 20

※ 土・日・国民の祝日、休日・5月1日・12月29日～1月4日を除く

【個人情報の利用目的について】

事業者より取得した個人情報は、本補助事業に係る業務(ご連絡、資料送付、その他審査等)の目的に利用いたします。本補助事業に伴いご提供いただいた個人情報は、法令等により定められている場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。

交付申請時の資料集

交付申請・実施計画・発注計画 関係

(様式第1)	交付申請書
(様式第2)	実施計画書
(別紙1)	申請金額整理表
(別紙2)	補助事業に要する経費等の申請者別内訳
(別紙3)	申請者別の資金調達計画
(別紙4)	発注計画書
(参考資料1)	日本標準産業分類

計算シート

(別紙5)	CGS計算シート
(別紙6)	GHP室内機接続判定シート

図面の作成例

(参考資料2)	補助事業設備に関する図面作成ルールについて
(参考資料3)	補助事業設備に関する「構内配置図」の例
(参考資料4)	補助事業設備に関する「機器配置図」の例
(参考資料5)	補助事業設備に関する「システム図」の例
(参考資料6)	補助事業設備に関する「電気系統図(単線結線図)」の例
(参考資料7)	補助事業設備に関する「ガス配管図(平面図)」の例
(参考資料8)	補助事業設備に関する「ガス配管図(アイソメ図)」の例
(参考資料9)	敷地内ガス管の補助対象経費算定方法

その他

(別紙7)	見積依頼書、見積作成時の注意事項、見積書例
(別紙8)	役員名簿
(別紙9)	水没リスク確認書
(別紙10)	国交省サイト「重ねるハザードマップ」検索結果貼付フォーム、作成方法
(別紙11)	供給確認書
(別紙12)	リース等料金計算書
(別紙13)	事業継続誓約書
(別紙16)	発注先選定理由書
(別紙17)	中小企業における賃金引き上げの取組について(表明書)
(別紙18)	ワーク・ライフ・バランス等推進事業者(表明書)
(別紙19)	交付申請チェックリスト
(別紙20)	目次
(参考資料10)	交付申請書のファイリング例

(別紙10)国交省『重ねるハザードマップ』検索画面

<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>



(様式第1)

公募期間内であることを確認

申請者が複数の場合は、
複数申請用シートに記入してください

申請日			
令和	8	8	7
	年	月	日

令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
交付申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者

法人名、代表者名、役職、住所は履歴事項全部証明書に記載の通りに記入

法人名	虎ノ門リゾート株式会社
代表者名	新橋 一郎
役 職	代表取締役
住 所	(105 — 0004) 東京都港区新橋三丁目7番9号

※ 記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

(様式第2)

記入例

令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
実施計画書

申請者が複数の場合は、
複数申請用シートに記入

1. 補助事業の実施計画

(1) 実施場所

住 所	(105 — 0004) 東京都港区新橋三丁目7番9号	都道府県から記入
最寄り駅 またはバス停	J R 新橋駅	鉄道会社名、〇〇線、〇〇駅等を必要に応じて記入
施設の名称	虎ノ門ホテル	〇〇株、〇〇工場等を記入
施設の所有者	虎ノ門リゾート株式会社	

※ 最寄り駅の入った地図を添付し、施設の位置を明記すること。

(2) 補助事業の概要

増設の場合は新設に○とする
従来設備は更新する設備を記入

a. 従来設備と補助事業設備の種類と能力

導入状況		新設	○	更新	
従来設備	GHP (停電対応) 56kW×1台 GHP (標準) 56kW×1台、71kW×1台 (計 183kW)				
補助事業設備	停電対応CGS 停電対応GHP	CGS (停電対応) 35kW×1台 GHP (停電対応) 56kW×2台 GHP (標準) 56kW×1台 (計 168kW)			
	付帯設備	専用ガス流量計			

b. 平時と災害時の設備用途

設備	平時と災害時の設備用途	
停電対応CGS	平時	電力：系統連系により建物全体の電力負荷に発電電力を供給。 排熱：温水を空調、給湯に利用。
	災害時	電力：系統分離、自立運転により避難所の空調、照明、コンセントに電力供給。 排熱：使用せず。
停電対応GHP	平時	平時の冷暖房負荷を賄う設備稼働とする。
	災害時	災害時の避難所の冷暖房負荷を賄う設備稼働とする。 発電電力を電気コンセントに給電する。

※ 記入枠は必要な数を追加すること

該当する項目にチェック

c. 支払い方法

設備使用者 の計画	☒ 金融機関振込 ☐ リース ☐ 賃貸 ☐ エネルギーサービス (含むESCO) ☐ 支払委託契約 (金融機関名称：共同申請の場合はそれぞれ記入)
共同申請情報	設備所有者： 虎ノ門ファイナンス株 設備使用者： 虎ノ門リゾート株 共同申請に該当しない場合には「－」を記入

※ 共同申請にかかる相互の契約や役割分担が分かる資料を添付すること。

(3) 事業実施工程 開始予定日は補助事業の中で最初に契約締結する日、完了予定日は補助事業の中で最終支払完了する日を記入
別紙、発注計画書に記載の通り、補助事業（工事契約）の開始及び完了予定日を記入

当年度事業	開始予定日	令和	8	年	10	月	6	日
	完了予定日	令和	9	年	1	月	30	日
事業全体	開始予定日	令和	8	年	10	月	6	日
	完了予定日	令和	10	年	2	月	25	日

※ 開始予定日は契約締結予定日を記入すること。複数契約がある場合は最も早い契約について記入すること。

※ 完了予定日は支払完了予定日を記入すること。複数契約がある場合は最も遅い支払完了予定日を記入すること。

(4) 審査に係る事項

a-①. ガス供給状況 供給方式、供給状況をプルダウンから選択

ガス供給方式	供給状況
耐震性を向上させた低圧導管	供給済み

低圧供給等の場合、本支管・引込管の管種をプルダウンから選択。中圧供給の場合は「ー」を選択

a-②. ガス供給方式が「耐震性を向上させた低圧導管」の場合は、以下を記入すること。

本支管	引込管
ポリエチレン管	ポリエチレン管

b-①. 建物区分

施設区分、協定の内容、締結状況をプルダウンから選択

建物区分	建物用途、協定等の内容	締結状況
イ. 災害時に避難所等として活用される建物	a. 避難所、避難場所(屋内)	済み

※ 天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金交付規程第3条第2項第5号の建物に設置されること

b-②. 建物区分「イ」の場合は、以下を記入すること。

設備の種類と適合条件	停電時避難スペースへの供給	条件確認
停電対応CGSの場合：単機発電能力が25kW以上	空調と照明と電気コンセント	○

b-③. 避難スペースと費用対効果（建物区分「ア」の場合、災害時に寄与する屋内空間の床面積を記入）

避難スペース (㎡)	費用対効果(避難スペース (㎡)/補助対象経費(百万円))
1,960	26.78

複数年事業の場合には、複数年の補助対象経費の総額で算出のこと

※ 費用対効果については四捨五入の上、小数点2桁まで記入

・小数点第二位を四捨五入した値を記入

・GHPの場合、CO2排出削減量の欄に「ー」を記入

c. 設備容量あたりの補助対象経費、及びCGSの場合の省エネ試算値

評価項目	設備容量あたりの補助対象経費	CO ₂ 排出削減量	省エネルギー量
停電対応CGS	650 千円/kW	77.4 ▲t - CO2/年	743.0 GJ/年
停電対応GHP	450 千円/kW	—	—

※ 設備容量あたりの補助対象経費は（補助対象経費（千円）／定格出力（kW））を記入すること。

※ 停電対応CGSのCO₂排出削減量と省エネルギー量は、年間稼働想定値を別紙より記入。

2. 補助対象経費の算出根拠

別紙. 「申請金額整理表」のとおり。

- ・金額は税抜で記入
- ・該当する経費がない場合は「0」を記入
- ・「補助率」はプルダウンから選択
- ・複数年度事業の場合には、今年度の内容を記入

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	816,000 円	816,000 円	1/3	272,000 円
II. 既存設備撤去費	3,477,000 円	2,234,000 円	1/3	744,666 円
III. 新規設備機器費	26,398,000 円	26,276,000 円	1/3	8,758,666 円
IV. 新規設備設置工事費	45,295,110 円	41,554,000 円	1/3	13,851,333 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,303,890 円	2,303,890 円	1/3	767,963 円
合 計	78,290,000 円	73,183,890 円		24,394,628 円

※ 消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

※ 「補助金交付申請額」は、各区分毎の「補助対象経費」に補助率を乗じた額(1円未満は切捨)以下とすること。

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入すること。

3. 補助対象設備の仕様

(1) 設備仕様

＜a. 停電対応CGS＞

低位発熱量(LHV)基準であることに注意

設備名称	定格 発電出力 (kW)	排熱 回収量 (kW)	燃料消費量 (kW) 低位発熱量基準	発電効率 (%) 低位発熱量基準	排熱回収 効率 (%) 低位発熱量基準	総合効率 (%) 低位発熱量基準	台数
	①	②	③	①/③×100=④	②/③×100=⑤	④+⑤	
ガスエンジン	35	56.9	104.5	33.5	54.4	87.9	1
合計	35	56.9	104.5	33.5	54.4	87.9	1

※ 設備の定格仕様値を記入すること。

※ 効率は低位発熱量基準定格運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記入すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数を追加すること。

＜b. 停電対応GHP＞

定格冷房時の値を記入

高位発熱量(HHV)基準であることに注意

設備名称	定格 冷房能力 (kW)	停電運転時 冷房能力 (kW)	燃料消費量 (kW) 高位発熱量基準	停電運転時 燃料消費量 (kW) 高位発熱量基準	台数
	①	②	③	④	
停電対応GHP	56	45	41.9	43.5	2
標準GHP	56	0	41.9	0	1
合計	168	90	125.7	87.0	3

※ 設備の定格仕様値を記入すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数を追加すること。

標準GHPの場合は「0」を記入

4. 補助事業者の概要

(1) 申請者

法人名、代表者名、役職、住所は履歴事項全部事項証明書に記載の通りに記入

法人名	虎ノ門リゾート株式会社				
代表者名	新橋 一郎				
役 職	代表取締役社長				
住 所	(105 — 0004) 東京都港区新橋三丁目7番9号				
電話番号	** — **** — ****	FAX番号	** — **** — ****		
業 種	宿泊業			サービス業	
資本金 ※	100,000,000 円		従業員数 ※	300 人	
決算情報 ※	前年度	売上高	500,000,000 円	経常利益	50,000,000 円
補助対象設備に対する申請者の役割	☐ 所有者 ☒ 使用者 ☐ エネルギーサービス事業者（補助対象設備を使用し電力や熱を販売する） ☐ その他（ ）				

※ 直近決算年度末の数値を単体ベースで記入。決算が赤字の場合は、前2年分の財務諸表も別途添付すること。

※ 該当項目がない場合、「－」を記入、または代替される数値を記入

業種は、日本標準産業分類(参考資料1)より選択
左欄をプルダウンから選択(右欄は自動表示)

(2) 補助事業担当窓口

法人名	虎ノ門リゾート株式会社				
部署名	施設管理部				
(フリガナ)	トラノモン ジロウ				
実施責任者名	虎ノ門 次郎				
役 職	主任				
住 所	(105 — 0004) 東京都港区新橋三丁目7番9号				
電話番号	** — **** — ****	FAX番号	** — **** — ****		
E-mailアドレス	toranomon.jiro@tora.com				

会社法上の会社以外の法人の資本金・売上高・経常利益の記入方法

	医療法人	社会福祉法人	学校法人
資本金	「－」を記入	「－」を記入	「－」を記入
売上高	事業損益の内、事業収益の合計	サービス活動収益計	教育研究事業収入計
	本来業務+附帯業務+収益業務の事業収益	介護報酬+委託費+施設型給付費+利用者等利用料+補助金+寄附金	学生生徒等納付金+手数料+寄付金+補助金+事業収入+雑収入
経常利益	経常利益	経常増減差額	経常収支差額

5. 都市ガス事業者の担当窓口

法人名	虎ノ門ガス株式会社		
部署名	導管部		
(フリガナ)	シンバシ サブロー		
担当者名	新橋 三郎		
役 職	係長		
住 所	(105 - 0004) 東京都港区新橋三丁目7番9号		
電話番号	** - **** - ****	FAX番号	** - **** - ****
E-mailアドレス	shinbashi_saburo@toragas.com		

6. 資金調達計画（補助事業に要する経費）

借入金がない場合は、「0」を記入

調達先	補 助 金	自己資金	借 入 金	合 計
調達金額	24,394,628 円	53,895,372 円	0 円	78,290,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること。

7. 確認事項

該当する項目にチェックすること。

該当するすべての項目にチェック

☒	本補助事業で導入する設備については法定耐用年数以上の期間使用する
☒	本補助事業で導入する設備を借入金の担保としない
☒	本補助事業で導入する設備については国の他の補助金と重複受給がない ※対象範囲の重複がなくとも他の補助金を申請される場合は、その概要がわかる資料を添付すること
☒	自社製品および自社販売品を本補助事業において使用しない ※使用する場合は当該製品の利益排除に関する説明資料を添付すること
☒	従来設備がある場合、従来設備に対して過去に国から補助金交付を受けていない

(別紙1)

記入例

複数契約の場合は、契約毎に記載すること

申請金額整理表

補助金交付申請額は全体計画の1/3ではなく、年度ごとの1/3の合算であることに注意

全体計画

見積件名	見積会社	補助事業に要する経費 [税抜]	補助対象経費 [税抜]	補助率	補助金交付申請額 [税抜]
既存設備撤去工事	(株)虎ノ門建築	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
CGS更新工事	虎ノ門工業(株)	160,000,000 円	150,000,000 円	1/3	49,999,999 円
		円	円	1/3	円
		円	円	1/3	円
合 計		161,500,000 円	151,000,000 円		50,333,332 円

令和8年度

見積件名	見積会社	補助事業に要する経費 [税抜]	補助対象経費 [税抜]	補助率	補助金交付申請額 [税抜]
既存設備撤去工事	(株)虎ノ門建築	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
CGS更新工事	虎ノ門工業(株)	85,000,000 円	80,000,000 円	1/3	26,666,666 円
		円	円	1/3	円
		円	円	1/3	円
合 計		86,500,000 円	81,000,000 円		26,999,999 円

※複数年申請では、原則初年度10%以上として下さい。

※複数年申請で初年度50%以上の場合は単年度申請と同一採択基準となります。

初年度比率

53.6%

令和9年度

見積件名	見積会社	補助事業に要する経費 [税抜]	補助対象経費 [税抜]	補助率	補助金交付申請額 [税抜]
CGS更新工事	虎ノ門工業(株)	75,000,000 円	70,000,000 円	1/3	23,333,333 円
		円	円	1/3	円
		円	円	1/3	円
		円	円	1/3	円
合 計		75,000,000 円	70,000,000 円		23,333,333 円

次年度比率

46.4%

補助事業に要する経費等の申請者別内訳について

(申請者が複数の場合に作成)

複数年申請の場合は、年度毎に作成すること。

合計

区 分	補助事業に要する経費 [税抜]	補助対象経費 [税抜]	補助率	補助金交付申請額 [税抜]
I. 設 計 費	100,000 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
III. 新規設備機器費	15,000,000 円	15,000,000 円	1/3	5,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	17,000,000 円	17,000,000 円	1/3	5,666,666 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,000,000 円	900,000 円	1/3	300,000 円
合 計	35,600,000 円	33,900,000 円		11,299,999 円

虎ノ門ファイナンス株式会社

補助事業に要する経費、補助対象経費を記入

プルダウンから選択

区 分	補助事業に要する経費 [税抜]	補助対象経費 [税抜]	補助率	補助金交付申請額 [税抜]
I. 設 計 費	100,000 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	0 円	0 円	1/3	0 円
III. 新規設備機器費	15,000,000 円	15,000,000 円	1/3	5,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	17,000,000 円	17,000,000 円	1/3	5,666,666 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,000,000 円	900,000 円	1/3	300,000 円
合 計	34,100,000 円	32,900,000 円		10,966,666 円

虎ノ門リゾート株式会社

区 分	補助事業に要する経費 [税抜]	補助対象経費 [税抜]	補助率	補助金交付申請額 [税抜]
I. 設 計 費	0 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
III. 新規設備機器費	0 円	0 円	1/3	0 円
IV. 新規設備設置工事費	0 円	0 円	1/3	0 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	1/3	0 円
合 計	1,500,000 円	1,000,000 円		333,333 円

補助事業に要する経費等の年度別内訳について

(複数年申請の場合に作成)

全体計画

区 分	補助事業に要する経費 [税抜]	補助対象経費 [税抜]	補助率	補助金交付申請額 [税抜]
I. 設 計 費	0 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
III. 新規設備機器費	85,000,000 円	80,000,000 円	1/3	26,666,666 円
IV. 新規設備設置工事費	73,000,000 円	68,000,000 円	1/3	22,666,666 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,000,000 円	2,000,000 円	1/3	666,666 円
合 計	161,500,000 円	151,000,000 円		50,333,331 円

令和 8 年度

補助事業に要する経費、補助対象経費を記入

プルダウンから選択

区 分	補助事業に要する経費 [税抜]	補助対象経費 [税抜]	補助率	補助金交付申請額 [税抜]
I. 設 計 費	0 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	1,500,000 円	1,000,000 円	1/3	333,333 円
III. 新規設備機器費	85,000,000 円	80,000,000 円	1/3	26,666,666 円
IV. 新規設備設置工事費	0 円	0 円	1/3	0 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	1/3	0 円
合 計	86,500,000 円	81,000,000 円		26,999,999 円

令和 9 年度

区 分	補助事業に要する経費 [税抜]	補助対象経費 [税抜]	補助率	補助金交付申請額 [税抜]
I. 設 計 費	0 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	0 円	0 円	1/3	0 円
III. 新規設備機器費	0 円	0 円	1/3	0 円
IV. 新規設備設置工事費	73,000,000 円	68,000,000 円	1/3	22,666,666 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,000,000 円	2,000,000 円	1/3	666,666 円
合 計	75,000,000 円	70,000,000 円		23,333,332 円

申請者別の資金調達計画

(申請者が複数の場合に作成)

虎ノ門ファイナンス株式会社

表中の金額は全て消費税抜き金額

調 達 先	補 助 金	自己資金	借 入 金	合 計
調達金額	10,966,666 円	23,133,334 円	0 円	34,100,000 円
本年度	10,966,666 円	23,133,334 円	0 円	34,100,000 円
次年度	0 円	0 円	0 円	0 円
申請者の役割	設備の所有者(例:「所有者」「使用者」「エネルギーサービスプロバイダー」等)			

虎ノ門リゾート株式会社

表中の金額は全て消費税抜き金額

調 達 先	補 助 金	自己資金	借 入 金	合 計
調達金額	333,333 円	1,166,667 円	0 円	1,500,000 円
本年度	333,333 円	1,166,667 円	0 円	1,500,000 円
次年度	0 円	0 円	0 円	0 円
申請者の役割	設備の使用者(例:「所有者」「使用者」「エネルギーサービスプロバイダー」等)			

みなとエネルギーサービス株式会社

表中の金額は全て消費税抜き金額

調 達 先	補 助 金	自己資金	借 入 金	合 計
調達金額	0 円	0 円	0 円	0 円
本年度	0 円	0 円	0 円	0 円
次年度	0 円	0 円	0 円	0 円
申請者の役割	エネルギーサービスプロバイダー(例:「所有者」「使用者」「エネルギーサービスプロバイダー」等)			

(別紙4)

単年度事業の記入例

発注計画書

契約件名を記入

補助対象経費を含むすべての契約について、契約毎ごとに本紙を作成

件名： 虎ノ門ホテル CGS 更新工事

No	年 月 日	令和○／△△／□□ 形式で入力	発 注 計 画
1	令和8年4月21日	概算見積依頼 (虎ノ門工業(株))	
2	令和8年5月12日	概算見積回答 (虎ノ門工業(株) : 35,600,000円税別)	
3	令和8年8月7日	交付申請	
4	令和8年8月14日	実施見積依頼(予定)	
5	令和8年8月28日	実施見積回答(予定)	交付申請以降は、予定を記入
6	令和8年10月6日	契約締結(予定)	
7	令和8年12月10日	中間報告(予定)	
8	令和9年1月15日	納品(予定)	
9	令和9年1月15日	検収(予定)	
10	令和9年1月15日	請求(予定)	
11	令和9年1月29日	支払い完了(予定)	
12	令和9年2月10日	実績報告(予定)	
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

発注計画書

契約件名を記入

補助対象経費を含むすべての契約について、契約毎ごとに本紙を作成

件名： 虎ノ門ホテル CGS 更新工事

年度： 令和8年度

No	年 月 日	令和○／△△／□□ 形式で入力	発 注 計 画
1	令和8年4月21日	概算見積依頼 (虎ノ門工業(株))	
2	令和8年5月12日	概算見積回答 (虎ノ門工業(株)：35,600,000円税別)	
3	令和8年8月7日	交付申請	
4	令和8年8月14日	実施見積依頼(予定)	
5	令和8年8月28日	実施見積回答(予定)	交付申請以降は、予定を記入
6	令和8年10月6日	契約締結(予定)	
7	令和8年12月10日	中間報告(予定)	
8	令和9年1月15日	納品(予定)	
9	令和9年1月15日	検収(予定)	
10	令和9年1月15日	請求(予定)	
11	令和9年1月29日	支払い完了(予定)	
12	令和9年2月10日	実績報告(予定)	
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

発注計画書

契約件名を記入

補助対象経費を含むすべての契約について、契約毎ごとに本紙を作成

件名： 虎ノ門ホテル CGS更新工事

年度： 令和9年度

No	年 月 日	令和○／△△／□□ 形式で入力	発 注 計 画
1	令和9年5月10日	交付申請（予定）	
2	令和9年9月1日	交付決定後に現地工事着手（予定）	交付申請以降は、予定を記入
3	令和9年12月9日	中間報告(予定)	
4	令和10年2月1日	納品(予定)	
5	令和10年2月1日	検収(予定)	
6	令和10年2月2日	請求(予定)	
7	令和10年2月18日	支払い完了(予定)	
8	令和10年2月25日	実績報告(予定)	
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

日本標準産業分類

中分類	業種	中小企業基本法上の類型
A01	農業	製造業その他
A02	林業	製造業その他
B03	漁業	製造業その他
B04	水産養殖業	製造業その他
C05	鉱業、採石業、砂利採取業	製造業その他
D06	総合工事業	製造業その他
D07	職別工事業(設備工事業を除く)	製造業その他
D08	設備工事業	製造業その他
E09	食料品製造業	製造業その他
E10	飲料・たばこ・飼料製造業	製造業その他
E11	繊維工業	製造業その他
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	製造業その他
E13	家具・装備品製造業	製造業その他
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	製造業その他
E15	印刷・同関連業	製造業その他
E16	化学工業	製造業その他
E17	石油製品・石炭製品製造業	製造業その他
E18	プラスチック製品製造業	製造業その他
E19	ゴム製品製造業	製造業その他
E20	なめし革・同製品・毛皮製造業	製造業その他
E21	窯業・土石製品製造業	製造業その他
E22	鉄鋼業	製造業その他
E23	非鉄金属製造業	製造業その他
E24	金属製品製造業	製造業その他
E25	はん用機械器具製造業	製造業その他
E26	生産用機械器具製造業	製造業その他
E27	業務用機械器具製造業	製造業その他
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	製造業その他
E29	電気機械器具製造業	製造業その他
E30	情報通信機械器具製造業	製造業その他
E31	輸送用機械器具製造業	製造業その他
E32	その他の製造業	製造業その他
F331	電気小売業	小売業
F332	電気小売業以外の電気業	製造業その他
F341	ガス小売業	小売業
F342	ガス小売業以外のガス業	製造業その他
F35	熱供給業	製造業その他
F36	水道業	製造業その他
G37	通信業	製造業その他
G38	放送業	サービス業
G39	情報サービス業	サービス業
G40	インターネット附随サービス業	製造業その他
G411	映像・音声情報制作・配給業、広告制作業	サービス業
G412	その他の映像・音声・文字情報制作業	製造業その他
H42	鉄道業	製造業その他
H43	道路旅客運送業	製造業その他
H44	道路貨物運送業	製造業その他
H45	水運業	製造業その他
H46	航空運輸業	製造業その他
H47	倉庫業	製造業その他
H481	レッカー・ロードサービス業	サービス業
H482	運輸に附帯するサービス業	製造業その他
H49	郵便業(信書便事業を含む)	製造業その他

中分類	業種	中小企業基本法上の類型
I50	各種商品卸売業	卸売業
I51	繊維・衣服等卸売業	卸売業
I52	飲食料品卸売業	卸売業
I53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	卸売業
I54	機械器具卸売業	卸売業
I55	その他の卸売業	卸売業
I56	各種商品小売業	小売業
I57	織物・衣服・身の回り品小売業	小売業
I58	飲食料品小売業	小売業
I59	機械器具小売業	小売業
I60	その他の小売業	小売業
I61	無店舗小売業	小売業
J62	銀行業	製造業その他
J63	協同組織金融業	製造業その他
J64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	製造業その他
J65	金融商品取引業、商品先物取引業	製造業その他
J66	補助的金融業等	製造業その他
J67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	製造業その他
K68	不動産取引業	製造業その他
K691	駐車場業、物品賃貸業	サービス業
K692	不動産賃貸業・管理業	製造業その他
K70	物品賃貸業	サービス業
L71	学術・開発研究機関	サービス業
L72	専門サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
L73	広告業	サービス業
L74	技術サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
M75	宿泊業	サービス業
M76	飲食店	小売業
M77	持ち帰り・配達飲食サービス業	小売業
N78	洗濯・理容・美容・浴場業	サービス業
N791	旅行業	製造業その他
N792	その他の生活関連サービス業	サービス業
N80	娯楽業	サービス業
O81	学校教育	サービス業
O82	その他の教育、学習支援業	サービス業
P83	医療業	サービス業
P84	保健衛生	サービス業
P85	社会保険・社会福祉・介護事業	サービス業
Q86	郵便局	サービス業
Q87	協同組合(他に分類されないもの)	サービス業
R88	廃棄物処理業	サービス業
R89	自動車整備業	サービス業
R90	機械等修理業(別掲を除く)	サービス業
R91	職業紹介・労働者派遣業	サービス業
R92	その他の事業サービス業	サービス業
R93	政治・経済・文化団体	サービス業
R94	宗教	サービス業
R95	その他のサービス業	サービス業
R96	外国公務	サービス業
S97	国家公務	製造業その他
S98	地方公務	製造業その他
T99	分類不能の産業	製造業その他

日本標準産業分類:令和6年4月1日施行(総務省)

中小企業基本法上の類型:令和6年4月1日施行(中小企業庁)

【CGS計算シート】

C G S 機 器 仕 様	単 機	発電出力（定格）		kW	35.0	①
		蒸気出力		kW	0.0	②
		温水出力		kW	56.9	③
		ガス消費量	低位発熱量基準	kW	104.5	
			高位発熱量基準	kW	115.8	④
	CGS台数			台	2.0	⑤
	総発電出力（①×⑤）			kW	70.0	⑥
	補機電力（CGS補機関係消費電力の合計値）			kW	5.0	⑦
	総発生電力（⑥－⑦）			kW	65.0	⑧
	総蒸気出力（②×⑤）			kW	0.0	⑨
	総温水出力（③×⑤）			kW	113.8	⑩
総ガス消費量（④×⑤）			kW	231.6	⑪	
運 転 計 画 値	CGS年間運転時間			h/年	3,240.0	⑫
	CGS年間発生電力（⑧×⑫）			MWh/年	210.6	⑬
	CGS年間蒸気出力量（⑨×⑫×0.0036GJ/kWh）			GJ/年	0.0	⑭
	CGS年間温水出力量（⑩×⑫×0.0036GJ/kWh）			GJ/年	1,327.4	⑮
	ガス消費量 （高位発熱量基準）	⑪×⑫×0.0036GJ/kWh		GJ/年	2,701.4	⑯
		単位熱量 45.0 [MJ/Nm ³]とした場合	千m ³ /年	60.0	⑰	
	蒸気利用率（計画値）			%	0.0	⑱
	⇒蒸気利用量（⑭×⑱）			GJ/年	0.0	⑳
	温水利用率（計画値）			%	90.0	㉑
	⇒温水利用量（⑮×㉑）			GJ/年	1,194.7	㉒
換 算 係 数	電気（系統からの購入電気一次エネルギー換算）			GJ/MWh	8.64	㉓
	蒸気（一次エネルギー換算）			GJ/GJ	1.36	㉔
	温水（一次エネルギー換算）			GJ/GJ	1.36	㉕
	電気CO ₂ 排出係数			t-CO ₂ /MWh	0.60	㉖
	都市ガスCO ₂ 排出係数			t-CO ₂ /千m ³	2.05	㉗
≪CGS導入比較例≫						
【CGS導入前】一次エネルギー消費量				GJ/年	3,444.4	㉘
【CGS導入後】一次エネルギー消費量				GJ/年	2,701.4	㉙
▶▶▶省エネルギー量（㉘－㉙）				GJ/年	743.0	㉚
【CGS導入前】CO ₂ 排出量				t-CO ₂ /年	200.4	㉛
【CGS導入後】CO ₂ 排出量				t-CO ₂ /年	123.0	㉜
▶▶▶CO ₂ 排出削減量（㉛－㉜）				t-CO ₂ /年	77.4	㉝
▶▶▶CO ₂ 排出削減率（㉝－㉛）				%	38.6	

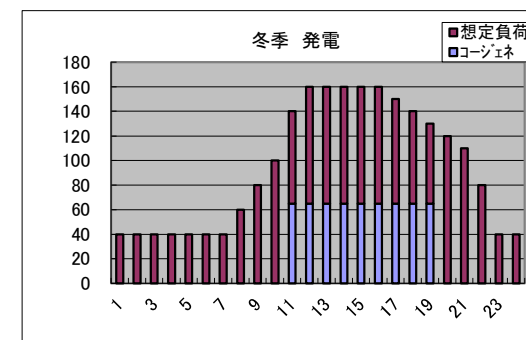
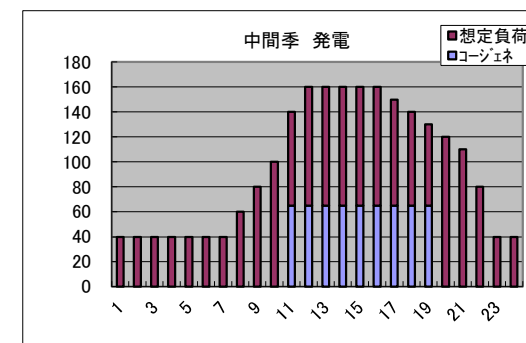
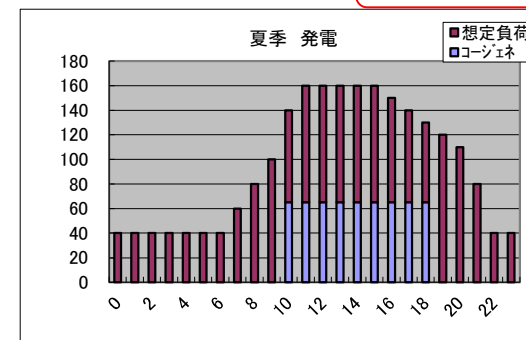
※都市ガス単位熱量は高位発熱量45.0MJ/Nm³、低位発熱量40.6MJ/Nm³として試算。

※冷水変換がある場合には、温水利用量にCOP換算して組み込んでください。

(別紙5-2) 計算に使用した電力の想定負荷データとコージェネレーション設備の想定稼働データ

記入例

時刻	夏季 (7~9月)			中間季 (4~6月, 10~11月)			冬季 (12~3月)		
	想定負荷	CGS導入後		想定負荷	CGS導入後		想定負荷	CGS導入後	
	消費電力量	CGS電力量	買電量	消費電力量	CGS電力量	買電量	消費電力量	CGS電力量	買電量
	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh
0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0
1	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0
2	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0
3	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0
4	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0
5	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0
6	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0
7	60.0	0.0	60.0	60.0	0.0	60.0	60.0	0.0	60.0
8	80.0	0.0	80.0	80.0	0.0	80.0	80.0	0.0	80.0
9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
10	140.0	65.0	75.0	140.0	65.0	75.0	140.0	65.0	75.0
11	160.0	65.0	95.0	160.0	65.0	95.0	160.0	65.0	95.0
12	160.0	65.0	95.0	160.0	65.0	95.0	160.0	65.0	95.0
13	160.0	65.0	95.0	160.0	65.0	95.0	160.0	65.0	95.0
14	160.0	65.0	95.0	160.0	65.0	95.0	160.0	65.0	95.0
15	160.0	65.0	95.0	160.0	65.0	95.0	160.0	65.0	95.0
16	150.0	65.0	85.0	150.0	65.0	85.0	150.0	65.0	85.0
17	140.0	65.0	75.0	140.0	65.0	75.0	140.0	65.0	75.0
18	130.0	65.0	65.0	130.0	65.0	65.0	130.0	65.0	65.0
19	120.0	0.0	120.0	120.0	0.0	120.0	120.0	0.0	120.0
20	110.0	0.0	110.0	110.0	0.0	110.0	110.0	0.0	110.0
21	80.0	0.0	80.0	80.0	0.0	80.0	80.0	0.0	80.0
22	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0
23	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0
合計	2,270.0	585.0	1,685.0	2,270.0	585.0	1,685.0	2,270.0	585.0	1,685.0



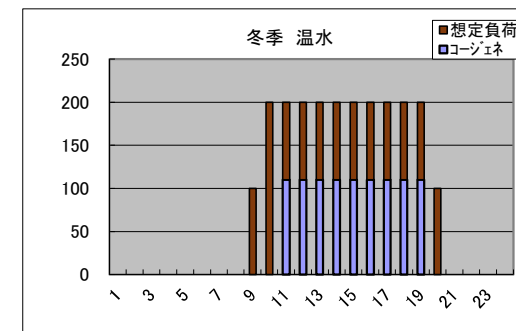
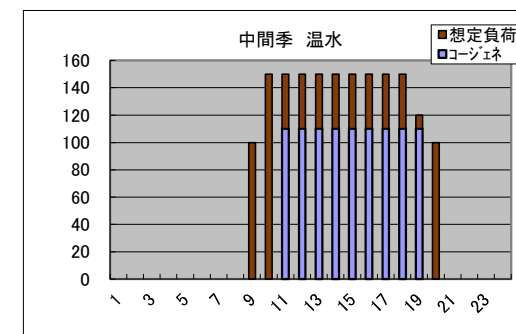
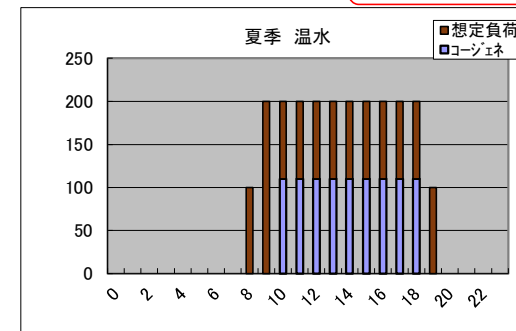
	夏季	中間季	冬季	
日数	90	150	120	
運転/日	9	9	9	年間運転時間
総運転時間	810	1,350	1,080	3,240 hr

	夏季	中間季	冬季	
日数	90	150	120	
発電量/日	585	585	585	年間発電量
総発電量	53	88	70	211 GW h

(別紙5-3) 計算に使用した温水の想定負荷データとコージェネレーション設備の想定稼働データ

記入例

時刻	夏季 (7~9月)			中間季 (4~6月, 10~11月)			冬季 (12~3月)		
	想定負荷	CGS導入後		想定負荷	CGS導入後		想定負荷	CGS導入後	
	温水利用量	CGS排熱量	他熱源	温水利用量	CGS排熱量	他熱源	温水利用量	CGS排熱量	他熱源
	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
9	200.0	0.0	200.0	150.0	0.0	150.0	200.0	0.0	200.0
10	200.0	110.0	90.0	150.0	110.0	40.0	200.0	110.0	90.0
11	200.0	110.0	90.0	150.0	110.0	40.0	200.0	110.0	90.0
12	200.0	110.0	90.0	150.0	110.0	40.0	200.0	110.0	90.0
13	200.0	110.0	90.0	150.0	110.0	40.0	200.0	110.0	90.0
14	200.0	110.0	90.0	150.0	110.0	40.0	200.0	110.0	90.0
15	200.0	110.0	90.0	150.0	110.0	40.0	200.0	110.0	90.0
16	200.0	110.0	90.0	150.0	110.0	40.0	200.0	110.0	90.0
17	200.0	110.0	90.0	150.0	110.0	40.0	200.0	110.0	90.0
18	200.0	110.0	90.0	120.0	110.0	10.0	200.0	110.0	90.0
19	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
20	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	2,200.0	990.0	1,210.0	1,670.0	990.0	680.0	2,200.0	990.0	1,210.0



	夏季	中間季	冬季
日数	90	150	120
運転/日	9	9	9
総運転時間	810	1,350	1,080
年間運転時間	3,240 hr		

	夏季	中間季	冬季		
日数	90	150	120		
排熱量/日	990	990	990	kWh	年間排熱量
総排熱量	89	149	119	GWh	356 GWh
					1,283 GJ

パナソニックHVAC & CCシステムズ株式会社

※複数台発電システムの場合は、各系統ごとにシートを作成し、チェックを行ってください。
※本判定シートは、停電時に電気機器のみを使用する場合には対応しておりません。

入力可能欄： 部分

1 号机

【室内機消費電力と接続容量】

※停電時に自立運転させない場合は、室外機基板設定で必ず「自立時運転しない」設定にすること

[illegible]

■負荷 (kVA) 入力
 照明等の負荷 (200V)
 1.000 kVA
 ※入力範囲 電気機器使用可能容量以下

コンセント (100V)
80 A
※マシンの値はNG

判定がすべて「○」であること。コンセンサスの

(別紙6)

●室内機接続判定シート

※複数台設置の場合は、各系統ごとにシートを作成し、チェックを行ってください。

※停電時に運転させない室内機の接続は推奨しません。

ヤンマーエネルギーシステム(株)

ダイキン工業(株)

1号機

【対象室外機(ヤンマー) : ハイパワープラス YBZP560L1□】

【対象室外機(ダイキン) : ハイパワープラス GSHDP560□, GSHJP560□】

- 1) 接続可能室内機 ラウンドフロー・天井吊形 ※その他の室内機はメーカーに相談ください。
- 2) 接続可能室内機台数 2台～10台
- 3) 接続可能室内機合計容量 P280～P560 (50～100%)
- 4) 停電時空調能力 冷房 : 45kW 暖房 : 50kW
- 5) 発電能力 (INV出力-室内機消費電力) 1.1kVA ※左記は目安値であり、接続室内機・台数により若干異なります。

室内機冷房能力[kW]	台数	合計能力[kW]
2.2		
2.8		
3.6		
4.5		
5.6		
7.1	3	21.3
8.0		
9.0		
11.2	3	33.6
14.0		
16.0		
合計	6	54.9

判定

台数

OK

台数・能力の両方が「OK」となるように室内機を選定する

能力

OK

のプルダウンメニューから接続室内機台数を選んでください。

本シートの室内機は、図面・見積書と同一であること

●室内機接続判定シート (AXHP160NA×3台以外の全ケース)

【対象室外機：GHPハイパワープラス ABGP560F2ND,ABGP560F2NDE】

1号機

※複数台設置の場合は、各系統ごとにシートを作成し、チェックを行ってください。

※室外機に接続される室内機は停電対応の可否に限らず入力してください。

【条件入力欄】

のセルに入力してください。

①電源、電力負荷情報

周波数	60	Hz	
遮断器容量※	10	A	電力負荷 1.0 kVA以下

※遮断器は停電時に照明などで使用する電力負荷用の遮断器。

②室内機接続可否判定用情報

導入機種	型式	台数	能力(kW)	能力計(kW)	突入電流(A)	突入電流計(A)	運転電流(A)	運転電流計(A)	停電時利用	停電時利用能力計
室内機	1 AXFP160NA	2	16.0	32.0	4.2	8.4	1.3	2.6	○	32.0
	2 AXHP56NA	4	5.6	22.4	4.1	16.2	0.6	2.4	○	22.4
	3									0.0
	4									0.0
	5									0.0
	6									0.0
	7									0.0
	8									0.0
	9									0.0
	10									0.0
	11									0.0
計		6		54.4		24.6		5.0		54.4

本シートの室内機は、図面・見積書
と同一であること

【判定結果】

1. 接続室内機仕様 ハイパワープラスに室内機接続が技術的に可能か

項目	判定基準	判定結果
①室内機接続台数	4～11台	○
②室内機接続容量	54.0～72.8kW(96.4～130%)	○
③室内機突入電流	38 A以下	○
④室内機運転電流	10 A以下	○
【判定結果】		○

(注) 判定結果が「×」(カタログ判定条件から一部外れる等により)になる場合、メーカーに接続可否及び使用可否を確認・依頼するものとする。

2. 補助金対象判定

項目	判定基準	判定結果
停電時利用室内機接続容量	停電時利用で接続容量100% (56.0kW)までは補助対象。停電時利用室内機で100%を超える場合は補助対象外。また、停電時利用しない室内機は対象外。	○

1, 2 総合判定結果

○ 室内機入力欄の緑色ハッチングの全ての室内機が補助対象です。

●室内機接続判定シート (AXHP160NA×3台のケースのみ)

【対象室外機：GHPハイパワープラス ABGP560F2ND,ABGP560F2NDE】

1号機

※複数台設置の場合は、各系統ごとにシートを作成し、チェックを行ってください。

※室外機に接続される室内機は停電対応の可否に限らず入力してください。

【条件入力欄】

のセルに入力してください。

①電源、電力負荷情報

周波数	50	Hz				
遮断器容量※	20	A		電力負荷	2.0	kVA以下

※遮断器は停電時に照明などで使用する電力負荷用の遮断器。

②室内機接続可否判定用情報

導入機種		型式	台数	能力(kW)	能力計(kW)	突入電流(A)	突入電流計(A)	運転電流(A)	運転電流計(A)	停電時利用	停電時利用能力計
室内機	1	AXHP160NA	3	16.0	48.0	8.1	24.3	1.6	4.8	○	48.0
	2										0.0
	3										0.0
	4										0.0
	5										0.0
	6										0.0
	7										0.0
	8										0.0
	9										0.0
	10										0.0
	11										0.0
計			3		48.0		24.3		4.8		48.0

【判定結果】

1. 接続室内機仕様 ハイパワープラスに室内機接続が技術的に可能か

項目	判定基準		判定結果
①室内機接続台数	3台（固定）		○
②室内機接続容量	48.0KW（固定）		○
③室内機突入電流	33 A以下		○
④室内機運転電流	5 A以下		○
【判定結果】			○

2. 補助金対象判定

項目	判定基準		判定結果
停電時利用室内機接続容量	停電時利用で接続容量100%（56.0kW）までは補助対象。停電時利用室内機で100%を超える場合は補助対象外。また、停電時利用しない室内機は対象外。		○



1, 2 総合判定結果	○ 室内機入力欄の緑色ハッチングの全ての室内機が補助対象です。
-------------	---------------------------------

(参考資料2) 補助事業設備に関する図面作成ルールについて

下記①～⑥の**6種類の図面**を添付する。

各図面の枚数は、必要に応じて用意する。

各図面は、色分け等により申請範囲（以下の区分等）を明示すること。

- ・補助対象範囲、及び補助対象外範囲

※補助事業と補助事業外の工事が混在する場合は、補助事業外の範囲区分も明示すること。

- ・補助対象範囲内の、新設部、及び既設撤去部

※原則、補助事業のうち補助対象設備を**青線**、補助対象外設備を**赤線**、

既設撤去部を**緑線**で色分けし、既設を黒線にて、図面内に凡例を記載する。

各図面には、補助事業実施場所の施設名称、図面の名称を記載すること。

その他、各図面における注意点は以下の通り。

① 構内配置図：

- ・敷地内の主な建屋が記載されており、対象設備(CGS、GHP室外機、ジェネリンク等)の位置を明示すること。
- ・敷地内へのガス管の引き込み箇所及びガスメーター位置を明示すること。
- ・更新の場合、配管の撤去部が広範囲にわたる場合は明示すること。
- ・既設の図面に上記を付記することも可とする。

② 機器配置図、③ システム図：

- ・対象設備（主な付帯設備を含む）、配管の種別（ガス配管、温水配管等）、専用の計測装置を明記すること。
- ・補助対象範囲と補助対象外範囲の境は、バルブやフランジ等を記載し、明示すること。
- ・更新の場合は、更新前後それぞれの図面を作成し、補助対象範囲を明示すること。
- ・既設の図面に上記を付記することも可とする。

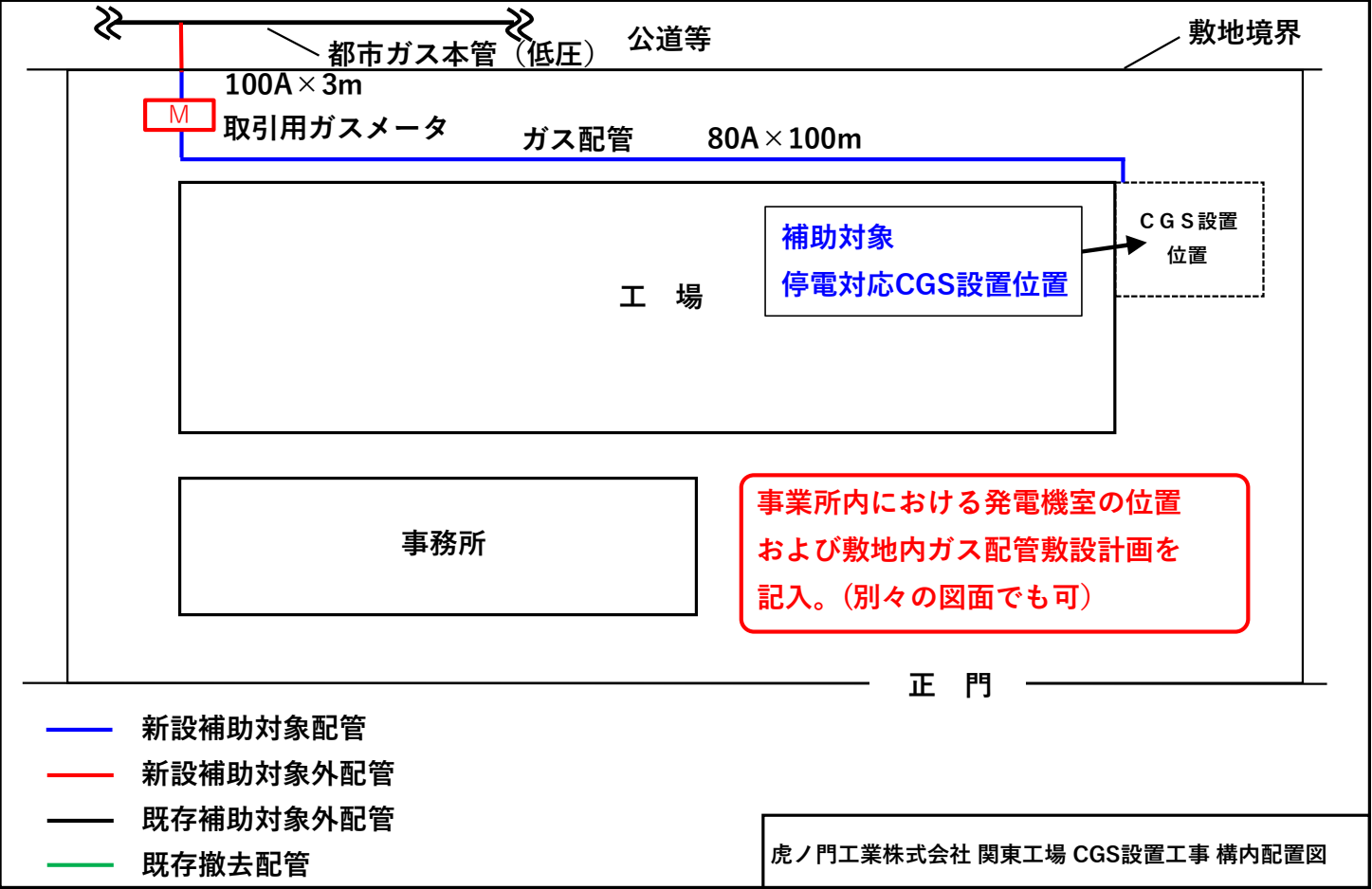
④ 電気系統図（単線結線図）：

- ・災害による停電時に給電する負荷を明示すること。また、対象要件を満たす負荷（＝空調、照明、電気コンセントの3つのうち、2つ以上を避難スペースに供給できること）であることを明示すること。
- ・系統連系に関わる継電器や、連系保護装置の位置を明記すること。【停電対応CGSのみ】
- ・発電出力計測のための電力量計の位置を明記すること。【停電対応CGSのみ】
- ・既設の図面に上記を付記することも可とする。

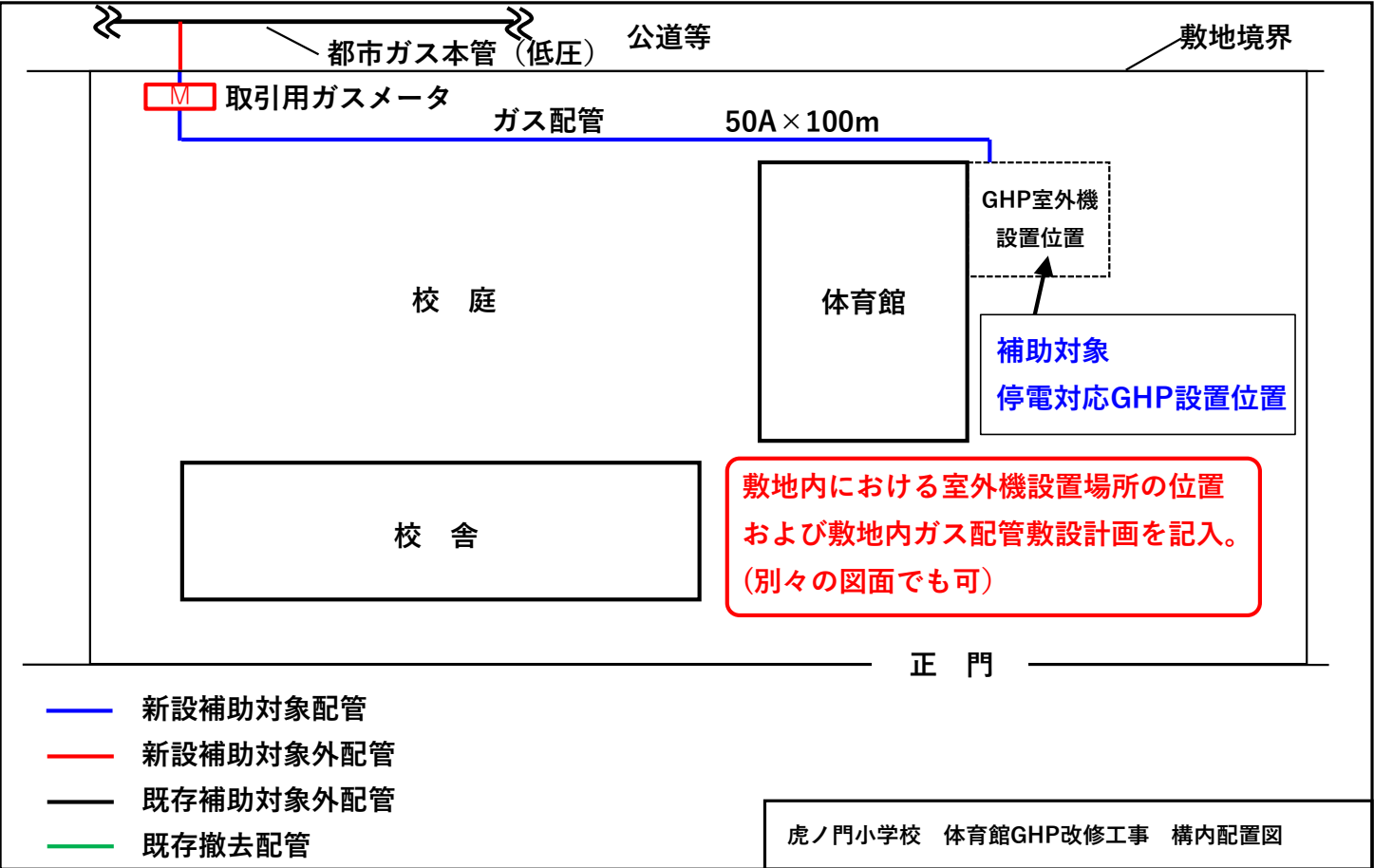
⑤ ガス配管図（平面図） ⑥ ガス配管図（アイソメ図）：

- ・口径、延長、分岐箇所、補助事業設備を明記すること。
※補助対象設備と対象外設備がある場合には特に、口径、延長、分岐等を詳細に記入し、専用配管、共用配管、対象外配管を色分け等で明記する。
- ・ガスメーター、専用ガス計測装置それぞれの位置を明記すること。
- ・既設の図面に上記を付記することも可とする。

停電対応CGS設置工事 敷地全体図、構内配置図



停電対応GHP設置工事 敷地全体図、構内配置図

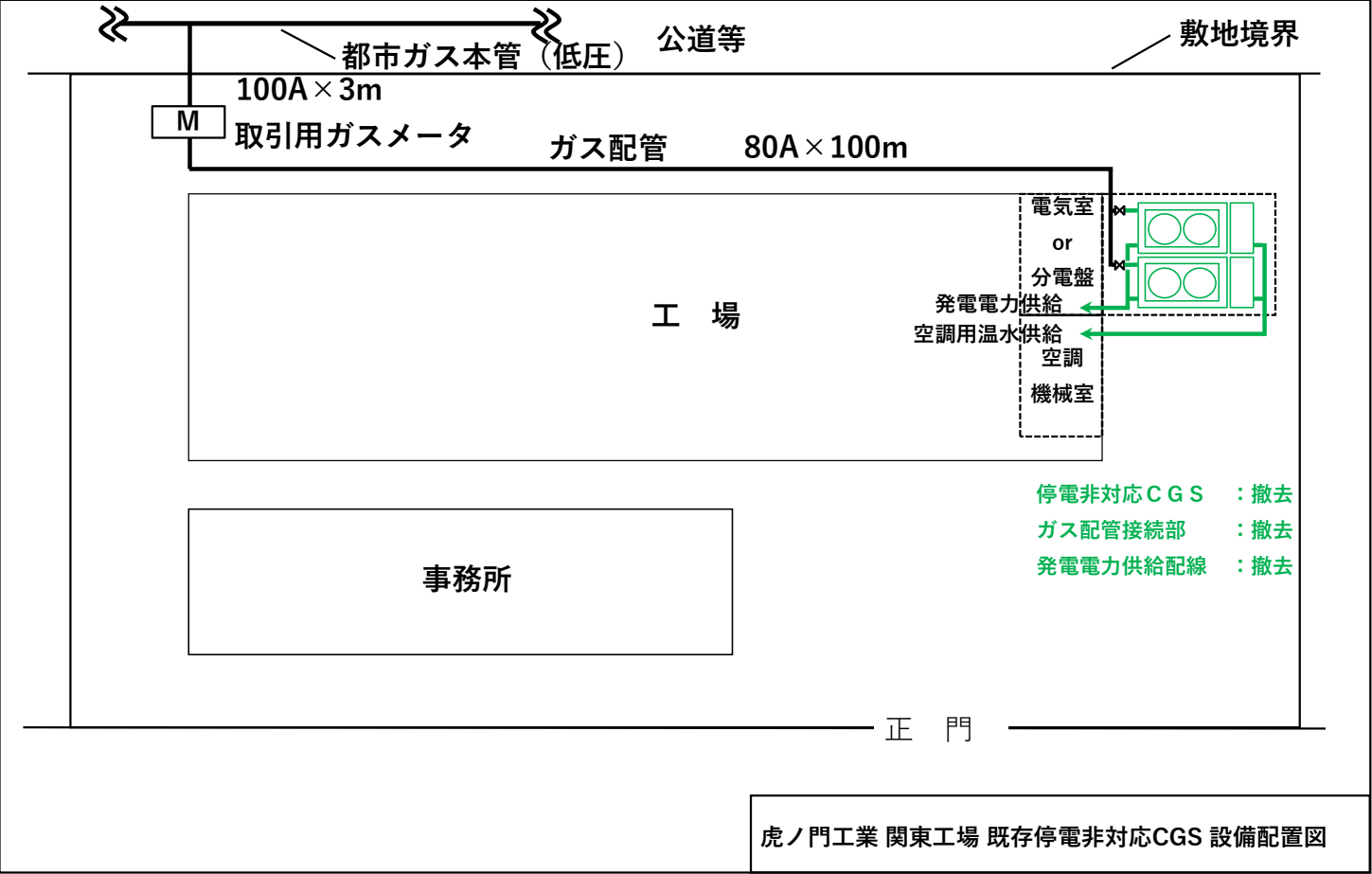


(参考資料4) 機器配置図*

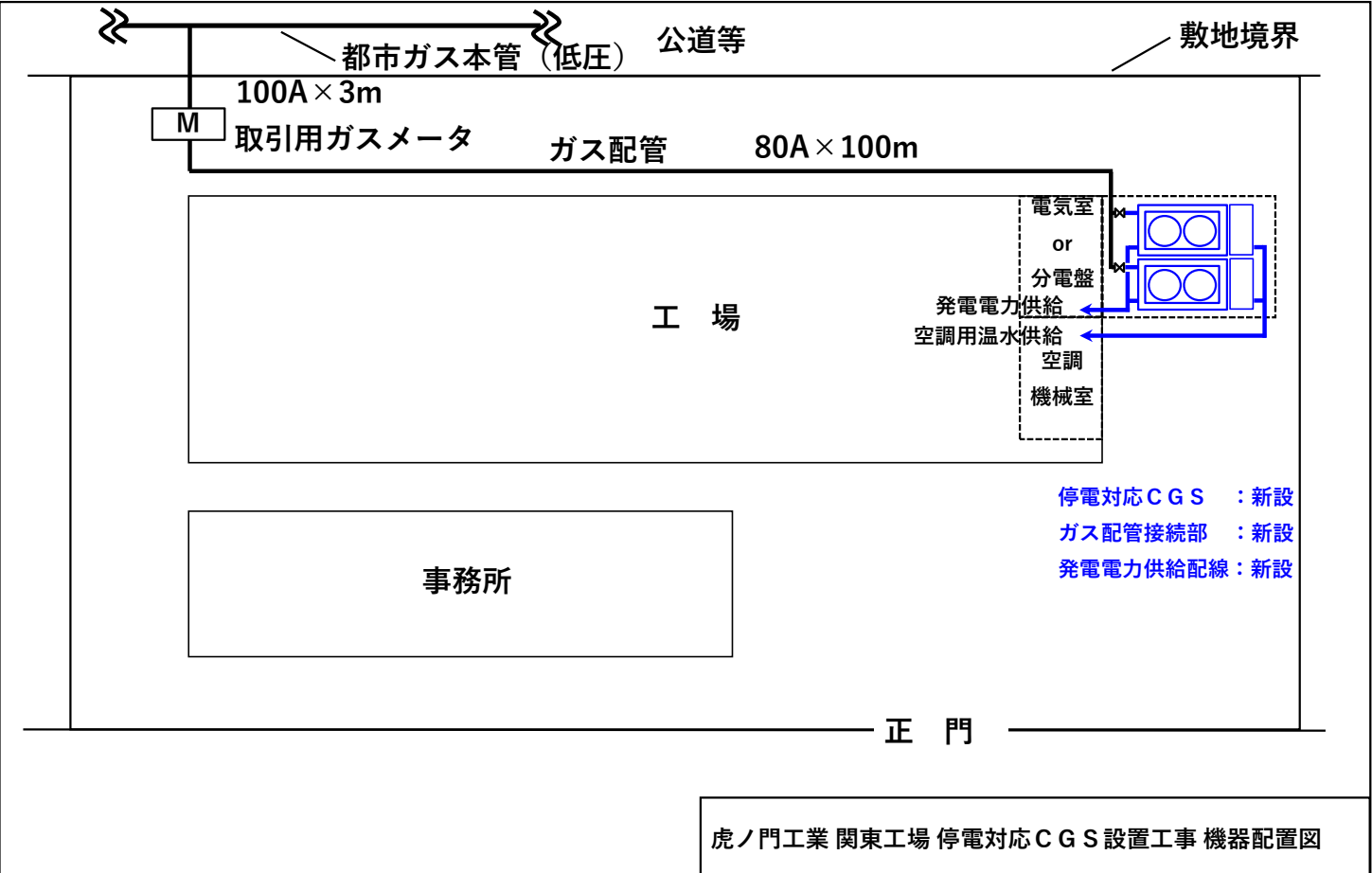
対象機器設置位置、主な配管ルートがわかる平面図の記載例 (CGS)

* 既設の図面に撤去、継続使用、新設する設備、配管、配線等を書き加えることでも可とする。

既存設備配置図 (撤去する機器、配管等の明示要)



停電対応CGS設置工事 機器配置図

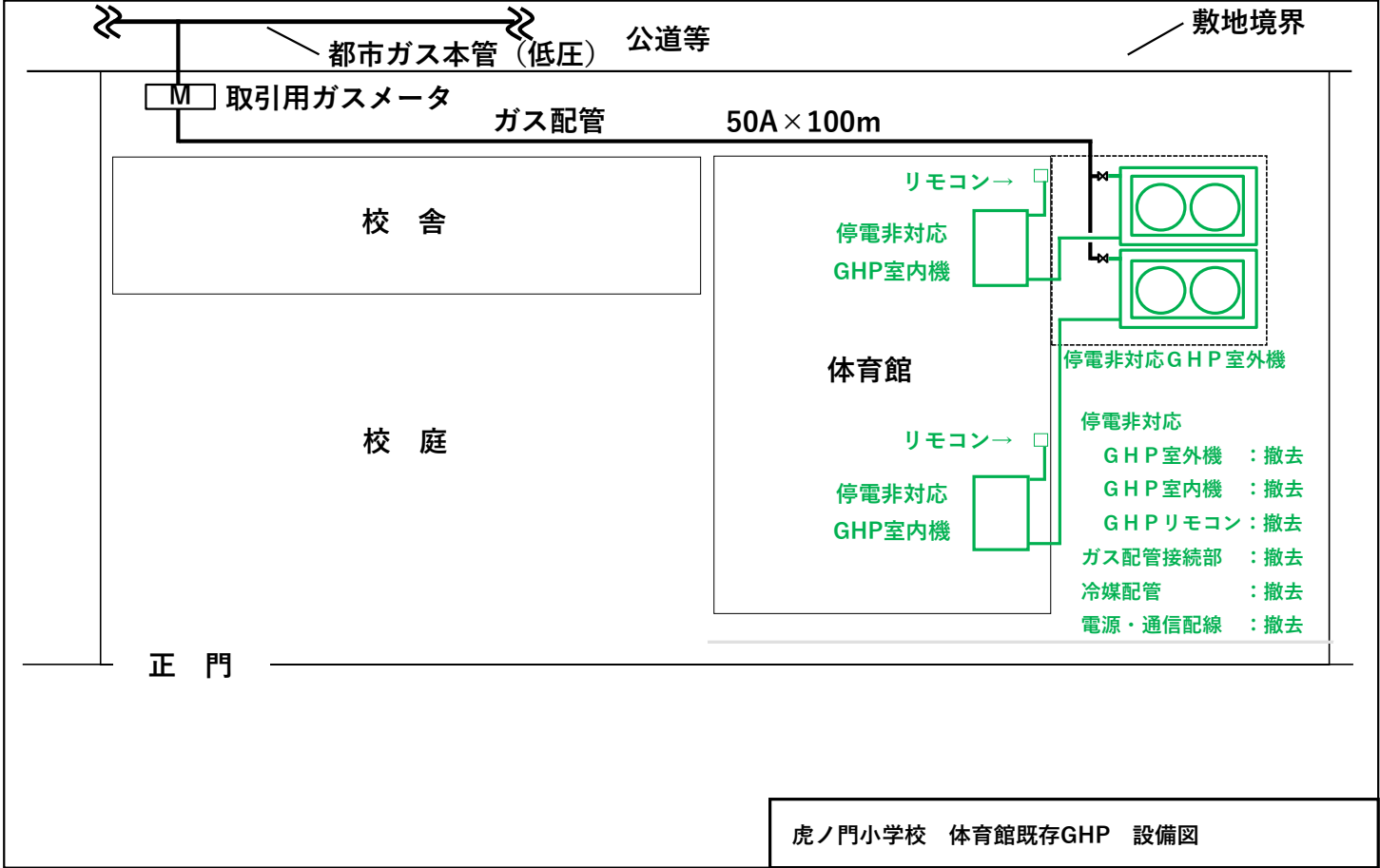


(参考資料4) 機器配置図*

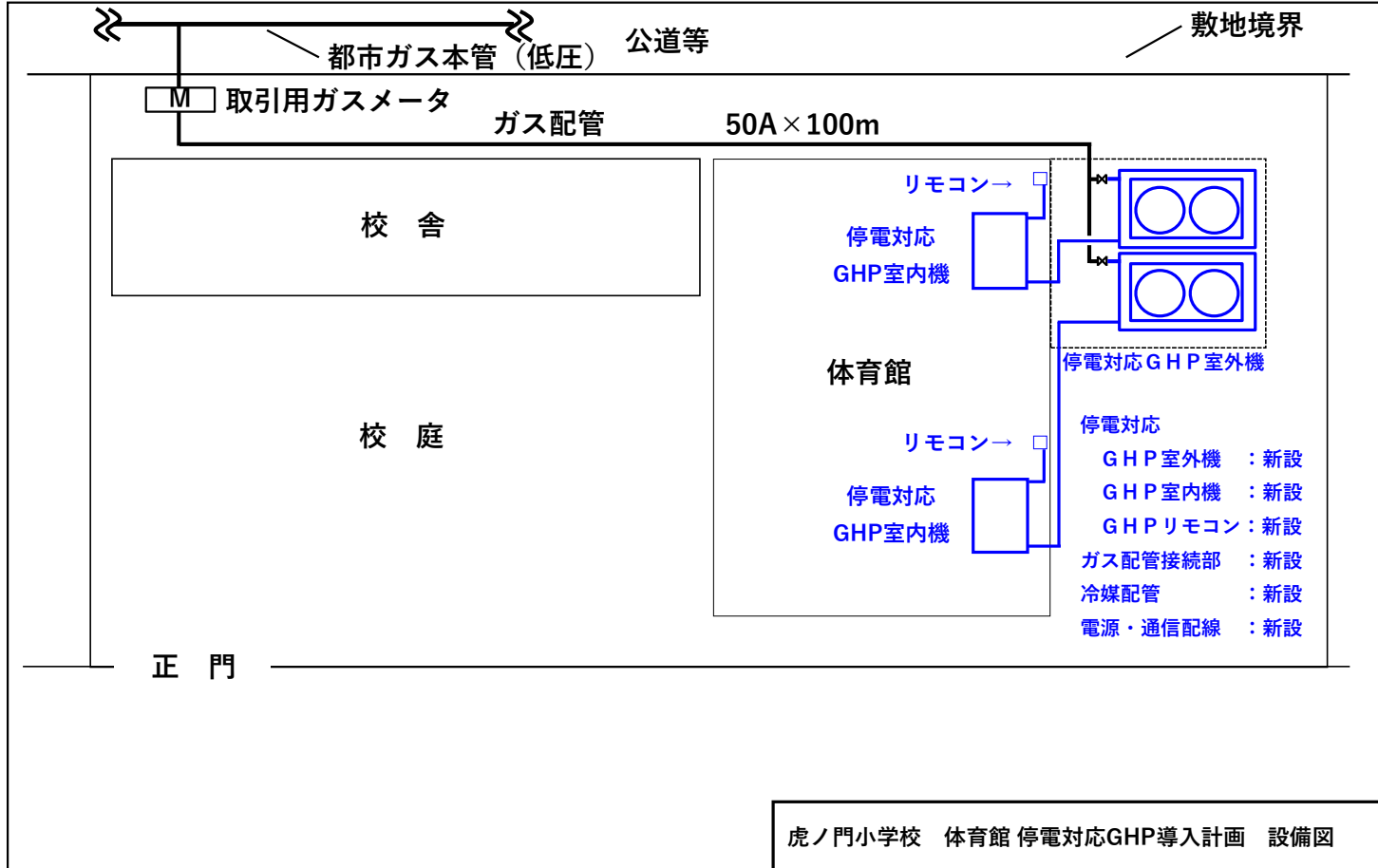
対象機器設置位置、主な配管ルートがわかる平面図の記載例 (GHP)

* 既設の図面に撤去、継続使用、新設する設備、配管、配線等を書き加えることでも可とする。

既存設備図 (撤去する機器、配管等の明示要)



停電対応 GHP 設置工事 機器配置図

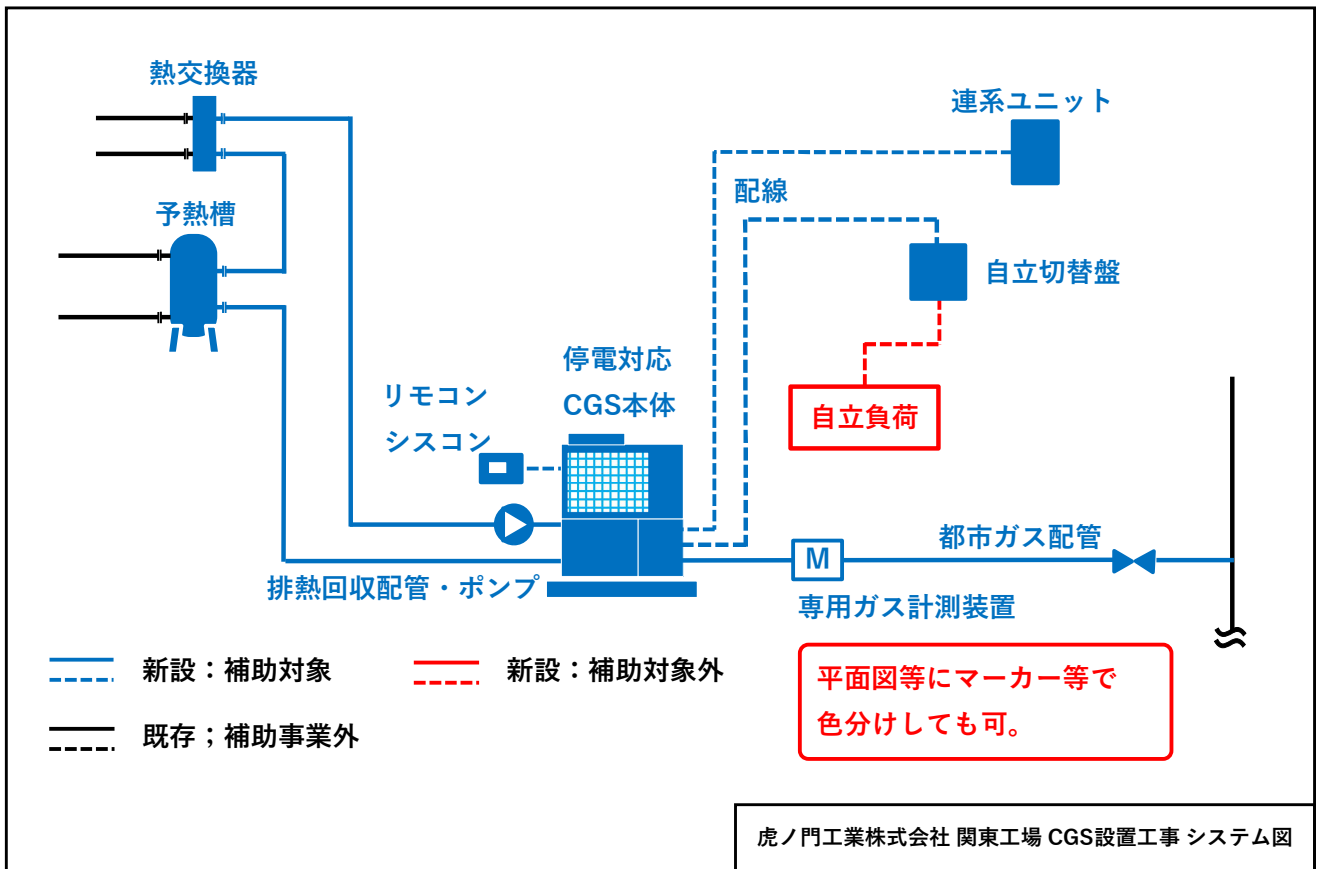


(参考資料5) システム図

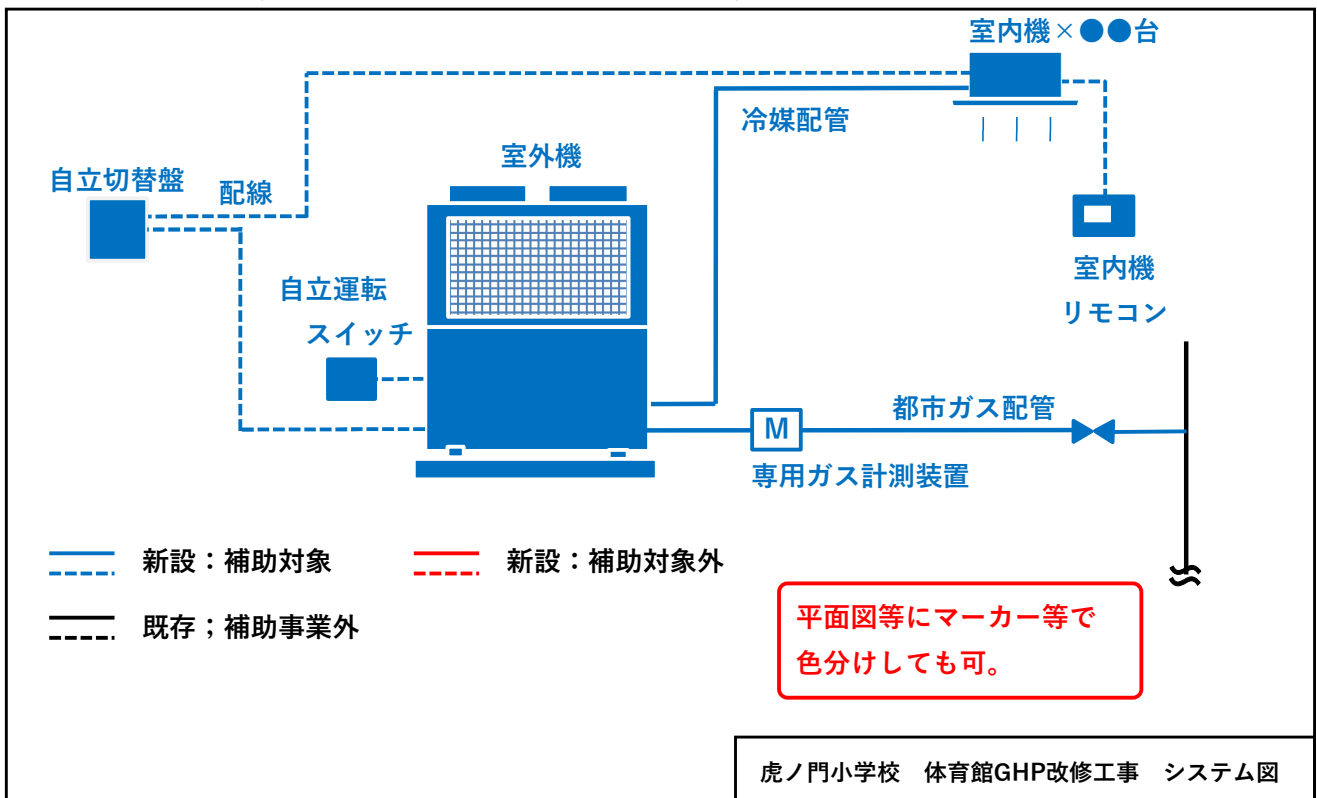
対象機器と主な配管・配線、対象範囲がわかる系統図やフロー図

(排熱回収、冷媒、電気配線、リモコン通信配線、ガス配管等)

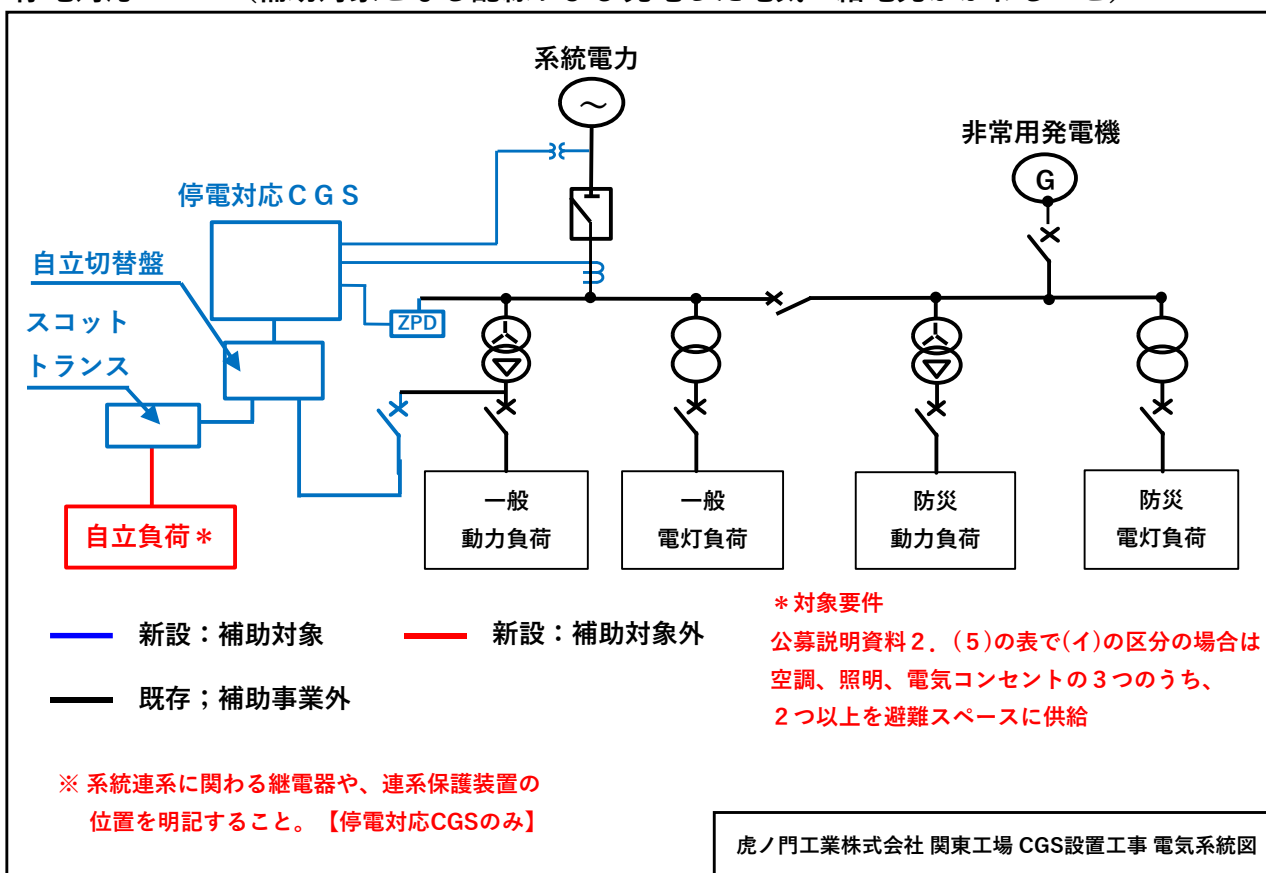
停電対応CGS (補助対象となる機器がわかること)



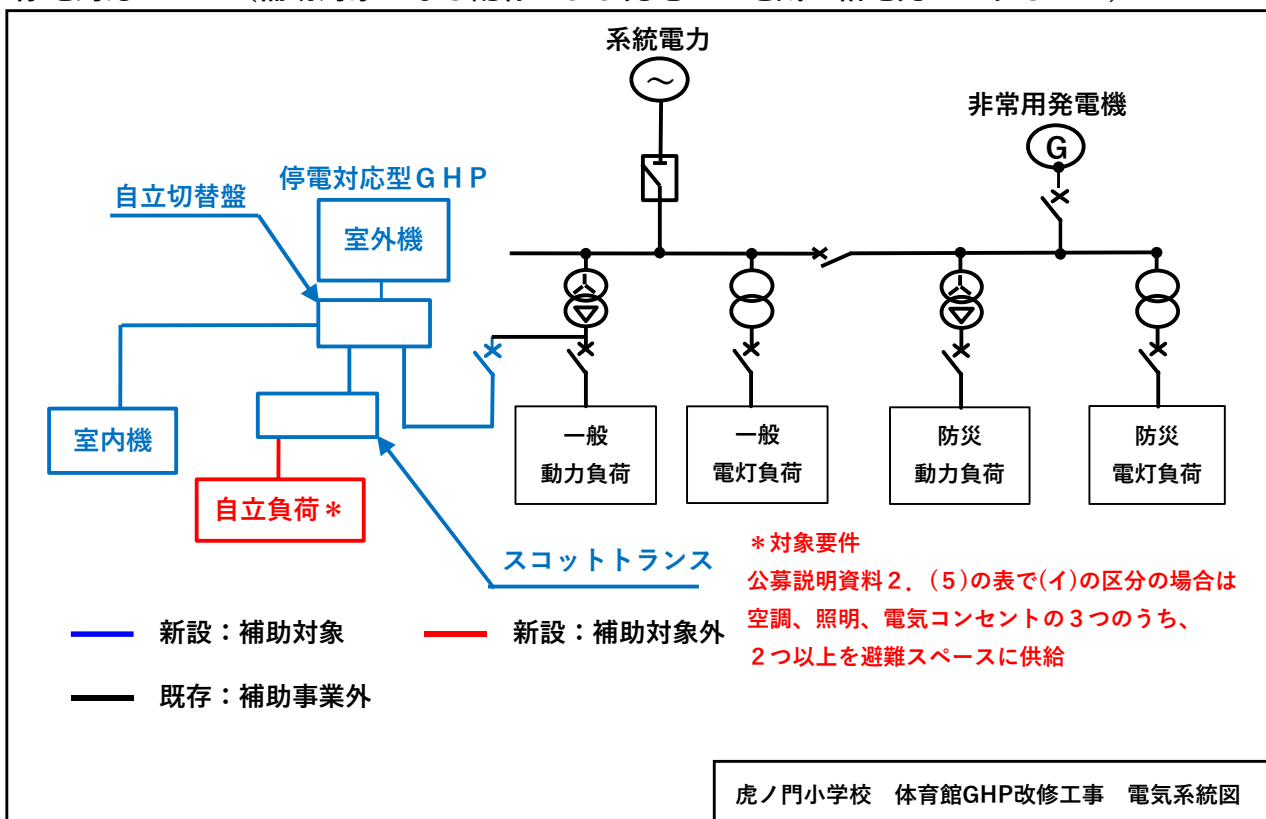
停電対応GHP (補助対象となる機器がわかること)



停電対応CGS(補助対象となる配線および発電した電気の給電先がかわること)



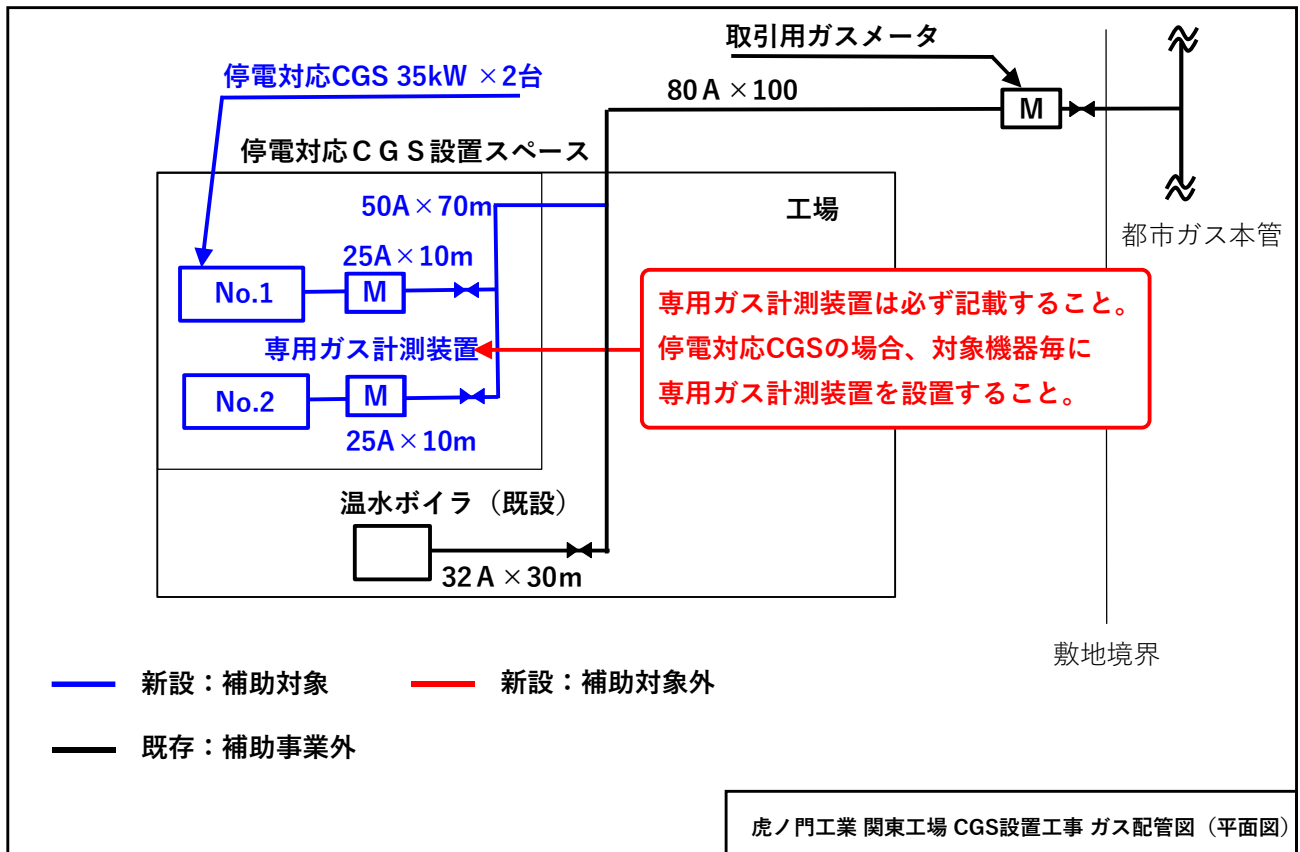
停電対応GHP(補助対象となる配線および発電した電気の給電先がかわること)



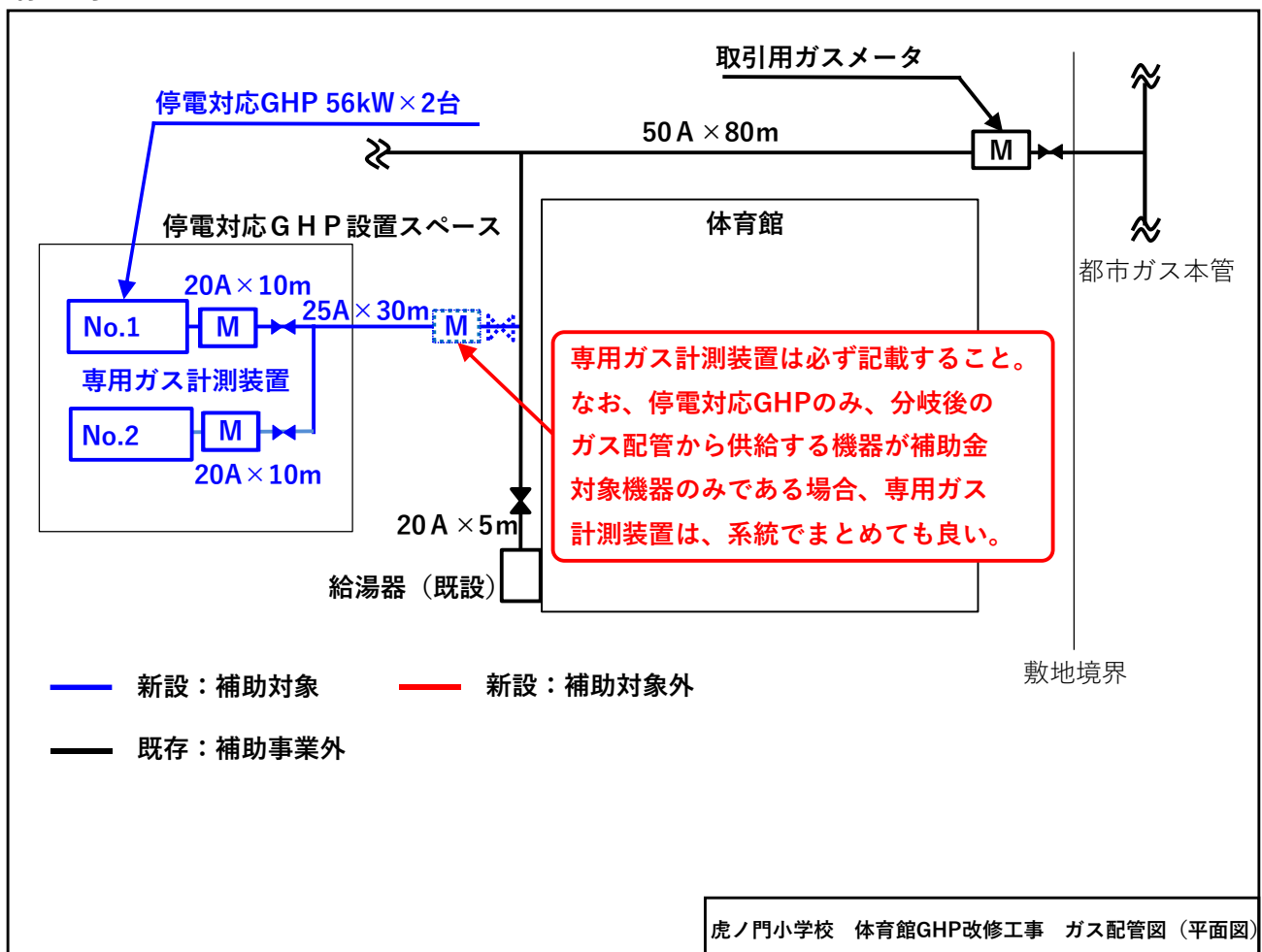
(参考資料 7) ガス配管図 (平面図)

口径、配管長、専用ガス計測装置設置場所、対象範囲がわかる図 (平面図) の記載例

停電対応CGS

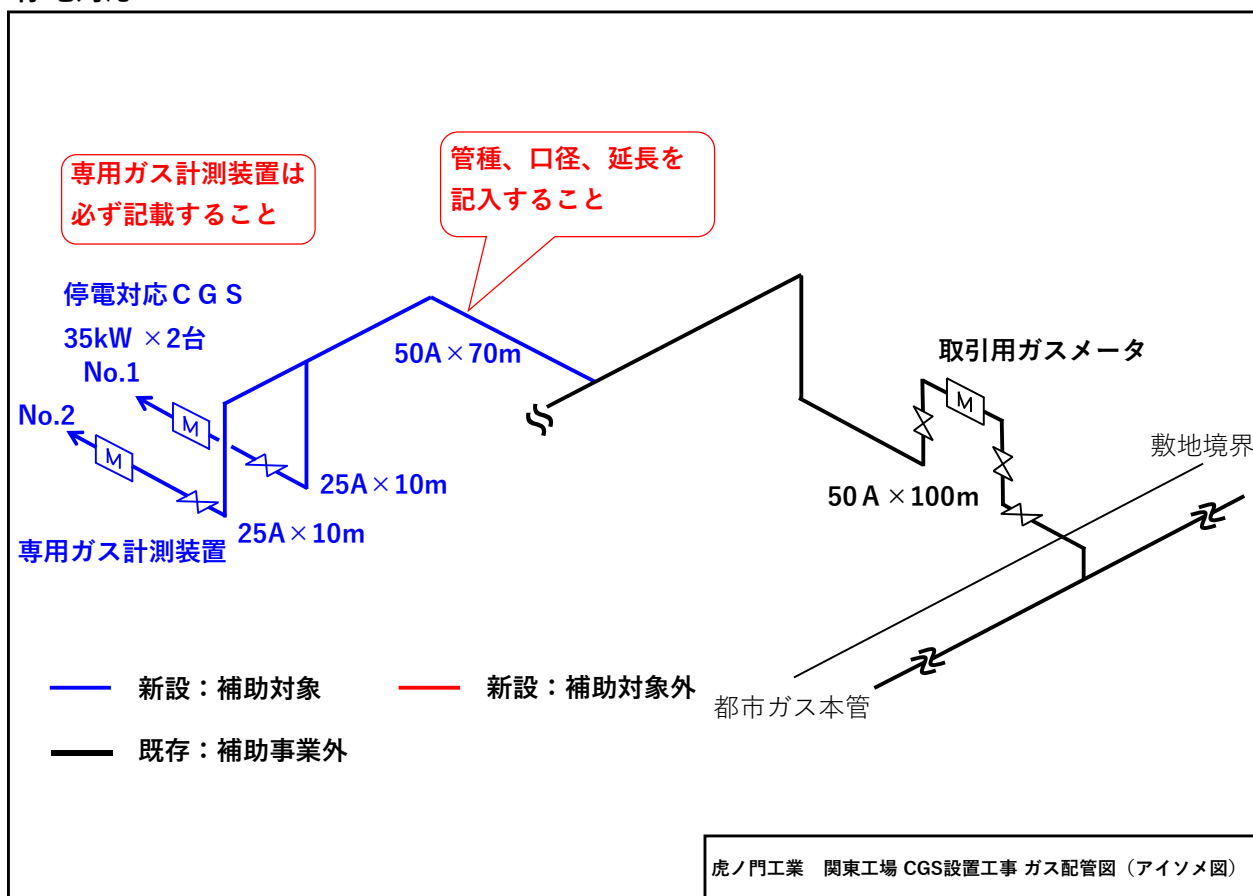


停電対応GHP

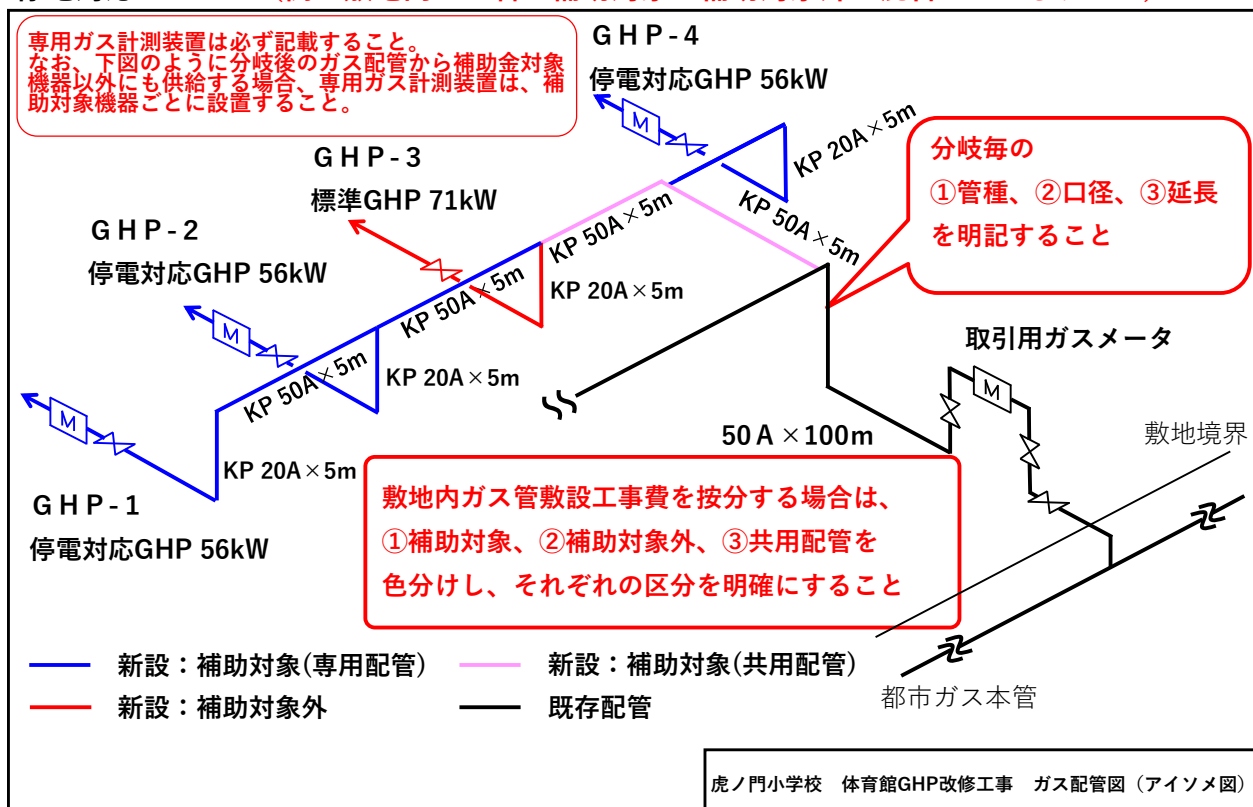


(参考資料8) ガス配管図 (アイソメ図)
 口径、配管長、専用ガス計測装置設置場所、対象範囲がわかる図 (アイソメ図) の記載例

停電対応CGS



停電対応GHP (例：敷地内ガス管が補助対象と補助対象外と混合しているケース)



(参考資料 9) 敷地内ガス配管の補助対象経費の算定方法 (一括見積パターンの記入例)

年度
R 8

敷地内ガス管敷設費(円)	2,000,000
--------------	-----------

按分計算

[illegible]

補助対象経費(円)	
-----------	--

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成すること

虎ノ門工業株式会社

御中

記入例

見積依頼書

見積書、契約書、納品書、受領書、請求書、領収書にも同一の名称を使用する

設備所有者が
見積を依頼すること虎ノ門ファイナンス㈱
施設管理部 虎ノ門 二郎

見積件名	虎ノ門ホテル CGS更新工事		
納入場所	虎ノ門ホテル	場所が特定できる工場名、店名、校名等が無い場合には住所を記載	
工期	令和8年10月6日～令和10年2月25日		
見積書提出期限	令和8年8月28日		
引き合い仕様書	☒ あり	「有り」の場合には「引き合い仕様書」	☐ なし
添付図面	☒ あり	「添付図面」を添付すること	☐ なし
見積条件			
1	見積書に記載する件名は、見積依頼書の見積件名を使用すること		
2	見積区分は、設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費の区分に分類すること また、区分ごとに補助対象と対象外を明確にすること		
3	見積範囲・導入設備仕様 引き合い仕様書、添付資料の通り 本書式を用いて見積依頼をする場合は、以下いずれかの対応をすること ①本項目に見積範囲や導入設備の仕様を記載する ②引き合い仕様書や図面を添付し、見積範囲を明確にする ※記入例は②のケース		
	メーカー、型式は、指定しないこと。 補助対象・補助対象外を明確に区分できない項目は、全て補助対象外とすること		
4	見積書作成の際は、「見積作成時の注意事項」に記載の内容を遵守すること		
5	一式50万円以上の見積項目が含まれている場合は見積項目の内訳を記載すること (単体で50万円以上の機器は除く)		
6	<u>出精値引き、値引き等の表記はせず、値引き後の金額を見積内訳に記載すること</u>		
7	見積項目ごとに、補助対象経費と対象外の区分を明確にすること 補助対象経費の合計を明示すること ※補助対象範囲について、見積依頼者の確認を受けること		
8	<u>見積書には、見積有効期限、納期または工期、支払条件の項目を必ず記載すること</u> (複数年度事業となる見積依頼書には「令和9年3月1日から本補助事業令和9年度交付決定日の間の工期は除く」旨を記載すること)		
9	按分計算にて補助対象範囲を算出した場合、根拠資料を添付すること		
10	「諸経費」の項目を計上する場合、必ず内訳を記載すること (例：見積上のどの項目に対し〇%等)		
11	見積書、見積内訳書の電子データ (EXCELファイル) も提出すること		
12	業務遂行にあたり100万円を超える委託・外注費については、金額並びに発注内容を記載すること		
13	発注先に指名停止企業等が含まれていないかを下記の経済産業省HPにて確認のこと URL: https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/shimeiteishi.pdf		

見積作成時の注意事項

1. 補助対象外となる見積項目

見積項目	内訳、類似項目等
事前調査費	見積作成費用、基本設計費、現場測量費など
地盤改良工事	杭打ち、土壌改良、整地など
建屋ならびに建屋に付属する設備	建屋（部品倉庫、電気室、制御室等）ならびに建屋に付属する設備（建屋の給排気設備、消火設備、照明、空調、防音）
仮設事務所	部材置場の建設費もしくは使用料を含む
外構工事	植栽撤去・新設、フェンスなど
排水ピット	排水構、配管ピット(建屋の一部扱いのため)
他用途に転用できる項目	消火器、柵、屋外照明等
通信費	通信運搬費（書類等）を含む
燃料費	電気、ガス、水道、燃料等
消耗品	10万円以下は補助対象
振込手数料	-
雑〇〇, 副〇〇, 仮〇〇	見積項目として表現が曖昧なため(仮復旧、仮移設は対象)
〇〇等, 〇〇一式	補助対象外の項目が含まれている可能性があるため
その他、その他〇〇	見積項目として表現が曖昧なため
出精値引き、値引き	値引き後の金額を見積内訳に記載すること

2. 補助対象経費として計上する場合、補足説明が必要な見積項目

見積項目	解説
一般管理費、諸経費	見積項目●●に対する諸経費▲▲%等の補足を記載すること
端数処理	見積項目●●に対する端数処理の補足を記載すること
交通費	領収書の写しと利用日数、経路、利用者数、金額(単価)、業務内容を記した資料を実績報告時に提出すること
宿泊費	従業員宿泊規定もしくは領収書とその明細の写し、宿泊の利用日数、利用者数、宿泊地、金額(単価)業務内容を記した資料を実績報告時に提出すること

3. 敷地内ガス管の按分方法について

本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共通する配管がある場合には、原則、断面積比による按分相当額を補助対象経費として計上すること

※按分計算する際は、敷地内ガス管の補助対象経費算定シートを用いて算定すること

(別紙 7)

単年申請用

見積番号： ○○○○○○○○
令和○年○月○日

御見積書

宛先

件名

引渡場所

納期

見積有効期限

支払い条件

※見積書の書式を指定、限定するものではありませんが、所要の記載事項を反映してください。

会社名

住所

見積提出期限内であることを
確認すること

件名は見積依頼書と一致させること

TEL:

FAX:

見積金額:

上記金額に消費税は含みません。

番号	品名	数量	単位	単価(円)	金額(円)
1	内訳総括表				
1-1	設計費				
1-1	補助対象	1	式		
1-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
2	既存設備撤去費				
2-1	補助対象	1	式		
2-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
3	新規設備機器費				
3-1	補助対象	1	式		
3-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
4	新規設備設置工事費				
4-1	補助対象	1	式		
4-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
5	敷地内ガス管敷設費				
5-1	補助対象	1	式		
5-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
	合計				
	(補助対象 合計)				

見積項目は、1. 設計費 ～ 5. 敷地内ガス管敷設費の
5 区分に分けて記載すること

区分毎の補助対象経費と補助対象外経費を明確にすること

5 区分における、補助対象経費、補助対象外経費、合計金額
をまとめた内訳総括を表紙、または内訳書に記載すること

(別紙 7)

複数年申請用

見積番号： ○○○○○○○○
令和○年○月○日

御見積書

宛先

件名

引渡場所

納期

見積有効期限

支払い条件

※見積書の書式を指定、限定するものではありませんが、所要の記載事項を反映してください。

会社名

住所

見積提出期限内であることを
確認すること

件名は見積依頼書と一致させること

TEL:

FAX:

見積金額:

上記金額に消費税は含みません。

番号	品名	数量	単位	単価(円)	金額(円)
1	内訳総括表 (令和8年度・令和9年度分)				
1-1	設計費				
1-1	補助対象	1	式		
1-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
2	既存設備撤去費				
2-1	補助対象	1	式		
2-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
3	新規設備機器費				
3-1	補助対象	1	式		
3-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
4	新規設備設置工事費				
4-1	補助対象	1	式		
4-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
5	敷地内ガス管敷設費				
5-1	補助対象	1	式		
5-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
	合計				
	(補助対象 合計)				

見積項目は、1. 設計費 ~ 5. 敷地内ガス管敷設費の
5 区分に分けて記載すること

区分毎の補助対象経費と補助対象外経費を明確にすること

5 区分における、補助対象経費、補助対象外経費、合計金額
をまとめた内訳総括を表紙、または内訳書に記載すること

件名

番号	品名	数量	単位	単価(円)	金額(円)
	内訳総括表 (令和8年度)				
1	設計費				
1-1	補助対象	1	式		
1-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
2	既存設備撤去費				
2-1	補助対象	1	式		
2-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
3	新規設備機器費				
3-1	補助対象	1	式		
3-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
4	新規設備設置工事費				
4-1	補助対象	1	式		
4-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
5	敷地内ガス管敷設費				
5-1	補助対象	1	式		
5-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
	合計				
	(補助対象 合計)				

見積項目は、1. 設計費 ～ 5. 敷地内ガス管敷設費の
5区分に分けて記載すること

区分毎の補助対象経費と補助対象外経費を明確にすること

5区分における、補助対象経費、補助対象外経費、合計金額
をまとめた内訳総括を表紙、または内訳書に記載すること

件名

番号	品名	数量	単位	単価(円)	金額(円)
	内訳総括表 (令和9年度)				
1	設計費				
1-1	補助対象	1	式		
1-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
2	既存設備撤去費				
2-1	補助対象	1	式		
2-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
3	新規設備機器費				
3-1	補助対象	1	式		
3-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
4	新規設備設置工事費				
4-1	補助対象	1	式		
4-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
5	敷地内ガス管敷設費				
5-1	補助対象	1	式		
5-2	補助対象外	1	式		
	合計				
	(補助対象 小計)				
	合計				
	(補助対象 合計)				

見積項目は、1. 設計費 ～ 5. 敷地内ガス管敷設費の
5区分に分けて記載すること

区分毎の補助対象経費と補助対象外経費を明確にすること

5区分における、補助対象経費、補助対象外経費、合計金額
をまとめた内訳総括を表紙、または内訳書に記載すること

(別紙 8)

申請時点の役員名簿を提出すること

役員名簿

[illegible]

【作成上の注意点】

- ※ 地方自治体の場合は、役員名簿は作成不要
- ※ 共同申請の場合は、各社分の役員名簿を作成すること

(別紙9)

補助対象設備の水没リスク確認書

本資料では、以下を確認します。

- 対象設備の設置位置【高さ】と、当該エリアの想定洪水水深との関係から機器の水没リスクを確認
- 避難所等として、水害時の対応矛盾がないことを確認

《補助事業の実施場所》

住所	〒 106 — 0005 東京都港区新橋3-7-9
施設名称	虎ノ門リゾート株式会社 虎ノ門ホテル
補助対象設備の設置予定場所	屋上(4F以上)

STEP. 1 浸水想定区域の確認

- ①重ねるハザードマップ(国交省サイト)にて、浸水洪水想定区域(計画規模)に該当するか否かを確認。
※洪水浸水想定区域(計画規模)
河川が氾濫した際に浸水が想定される区域と水深(10年～100年に1回程度の降雨規模)
- ②”該当しない”場合、本資料の作成は完了。プリントしたハザードマップと共に提出。
- ③”該当する”場合、想定浸水深さを選択してSTEP. 2へ

洪水浸水想定区域 (計画規模) に該当するか否か? その際の想定浸水深さ?	☐ 該当しない ▶▶▶ 本資料の作成完了	☒ 該当する ハザードマップ 想定浸水深 ~0.5m
--	--	--

※『計画規模』による評価

STEP. 2 災害時の役割確認

- ①地域防災計画または協定書等の内容を確認し、想定している災害種別を確認。
- ②『洪水』時には利用しない避難所等であることが協定書等にて確認できれば完了。
- ③浸水エリアであり、災害種別が”洪水”もしくは”洪水を含む”避難所である場合はSTEP. 3へ

どんな災害時に 当該施設を利用するか?	☐ 洪水時に利用しない ▶▶▶ 本資料の作成完了	☒ 洪水時にも利用する ▶▶▶ STEP. 3へ
------------------------	--	---

STEP. 3 当該施設における補助対象設備の浸水対策

- 対象設備を設置する高さが想定浸水深よりも高い、対象設備の基礎を超えるレベルまで嵩上げする計画にすることと
していれば完了。
- 『洪水』災害時には、利用しない避難所等であることが確認できれば完了。

浸水対策	【記入例① (浸水深: ~0.5m、設備設置位置: 3F屋上の場合)】 ・補助対象設備(停電対応CGS)の設置予定位置を、想定浸水深の影響を受けない3F屋上とする 【記入例② (浸水深: ~0.5m、設備設置位置: 1FGLの場合)】 ・想定浸水深の最大値(0.5m)を超えるレベルまで、補助対象設備(停電対応GHP)の基礎の嵩上げを行う
------	---

《添付資料》

☒	重ねるハザードマップ(国交省サイト)プリントアウト
-------------------------------------	---------------------------

(別紙 10) 国交省サイト「重ねるハザードマップ」検索結果画面コピー

検索住所：

ここに画像を貼り付ける

１．ハザードマップの表示方法

- ① 国土交通省のハザードマップポータルサイトにアクセスします。

URL : <https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>

- ② 「住所から探す」の欄に申請住所を入力し、検索（虫眼鏡）ボタンをクリックします。

ハザードマップポータルサイト
身のまわりの災害リスクを調べる

使い方 よくある質問 利用規約/オープンデータ配信▼

※お知らせ
2025年10月3日 2023年10月3日から掲載していた大阪府 淀川水系 寝屋川流域（寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川分水路・古川・楠根川・城北川）の浸水継続時間（想定最大規模）に誤りがあり、データを修正中のため、掲載を一時停止しています。
寝屋川流域の浸水継続時間（想定最大規模）については大阪府のページをご確認ください。

身のまわりの災害リスクを調べる
重ねるハザードマップ

洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示します。

地域のハザードマップを閲覧する
わがまちハザードマップ

市町村が法令に基づき作成・公開したハザードマップへリンクします。

住所から探す 住所を入力することで、その地点の災害リスクを調べることができます

東京都港区新橋3-7-9

現在地から探す 現在地から探す

新機能（災害リスク情報のテキスト表示）について



- ③ 入力した住所のハザードマップが表示されます。

重ねるハザードマップ - 自由でリスク情報を調べる - 東京都港区新橋3-7-9

④ 表示中の情報

災害種別で選択

- 洪水
- 内水
- 津波
- 道路防災情報
- 地形分類

⑤ 重ねるデータに設定する留意事項

すべての情報から選択

① 東京都港区新橋三丁目

この付近では、最悪の場合、高潮による浸水が発生してその深さが男性の胸元からメートルになることが想定されています。これは床上浸水に相当する深さです。水害発生のおそれがある場合には、浸水が想定されない場所へ早期に避難することが必要です。浸水が解消するまで我慢でき、水や食料などの備えが十分であれば2階以上の階内で安全を確保することも可能です。避難場所や避難経路などについてはお住まいの地域のハザードマップをご確認ください。

③ 選択した地点とその周辺で最も危険な災害リスク情報を表示しています。また、掲載情報は今後更新される可能性があります。詳細は注意事項をご確認ください。

住所検索に戻る ホームへ戻る

② 20m~

10~20m

5.0~10m

3.0~5.0m

0.5~3.0m

0.0~0.5m

⑥

2. ハザードマップの編集

- ① 防災情報は、申請住所のフラッグが隠れてしまうため、表示を消します。
表示の消し方は、マップ上の白地（防災情報がない場所）をクリックすると消えます。



- ② 地図のスケールを「1/100m」程度の縮尺にします。
スケールは、マップ左下の「+ -」ボタンをクリックすると縮尺が変わります。



- ③ フラッグの位置がハザードマップの中心からずれている場合、「+」の位置に合わせます。
合わせ方は、マップの適当な位置を選択し、マウスの左ボタンを押したままドラッグすると、地図全体が動くので、フラッグを「+」の位置に合わせます。



- ④ 災害情報を「洪水」だけにします。選択方法は、「選択情報のリセット」ボタンをクリック、その後、「洪水」の図をクリックします。



- ⑤ 凡例の情報は「洪水浸水想定区域（計画規模（現在の凡例））」だけ表示するようにします。
操作方法是、凡例をクリックし、必要な情報だけ「表示」にします。



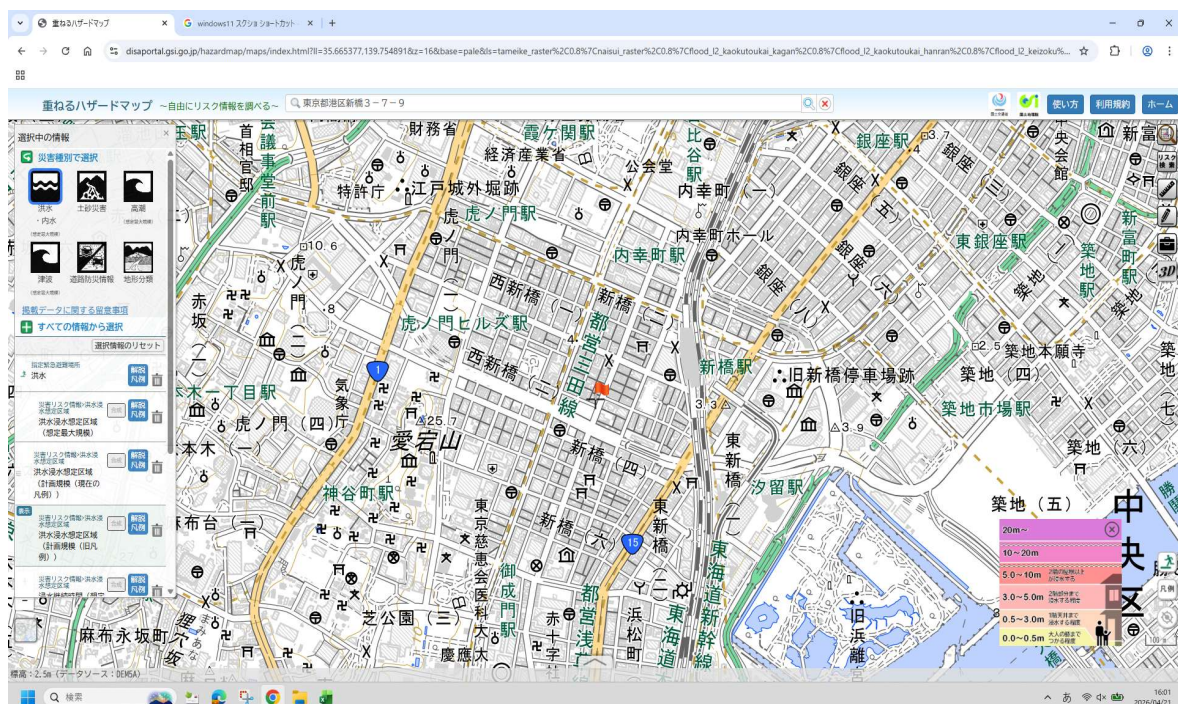
赤丸の「表示」をクリックし、凡例を非表示にしたのち、青枠の部分をクリックします。



- ⑥ 凡例の確認。マップの右下に凡例が表示されていることを確認します。

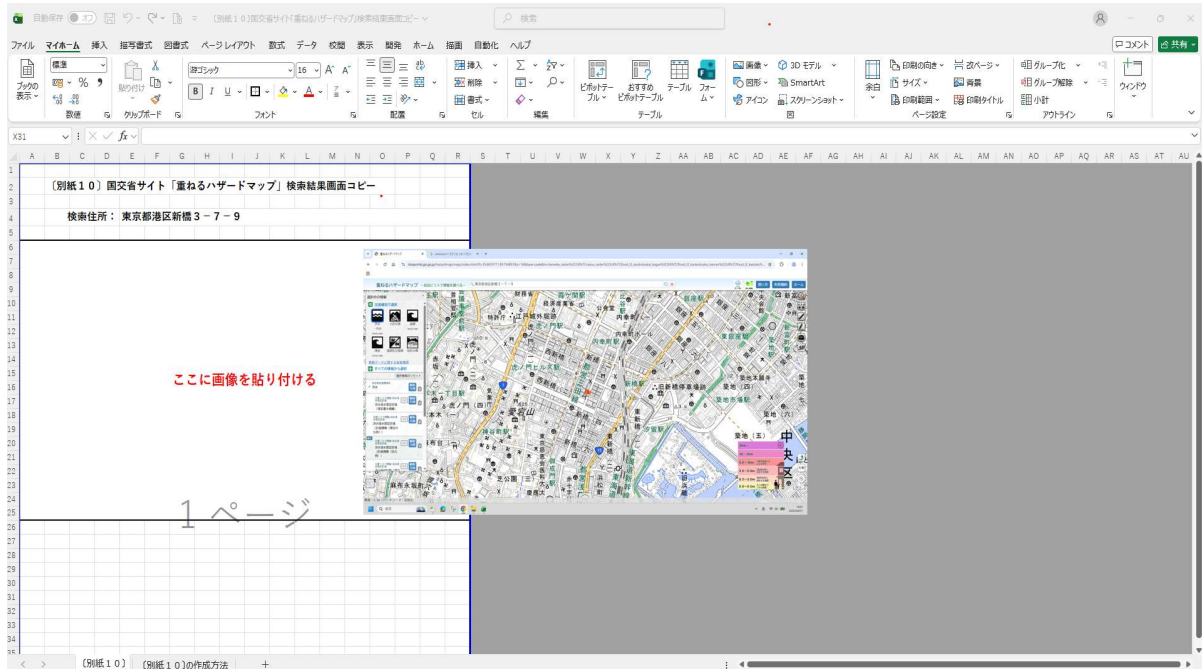


編集完了後のハザードマップ

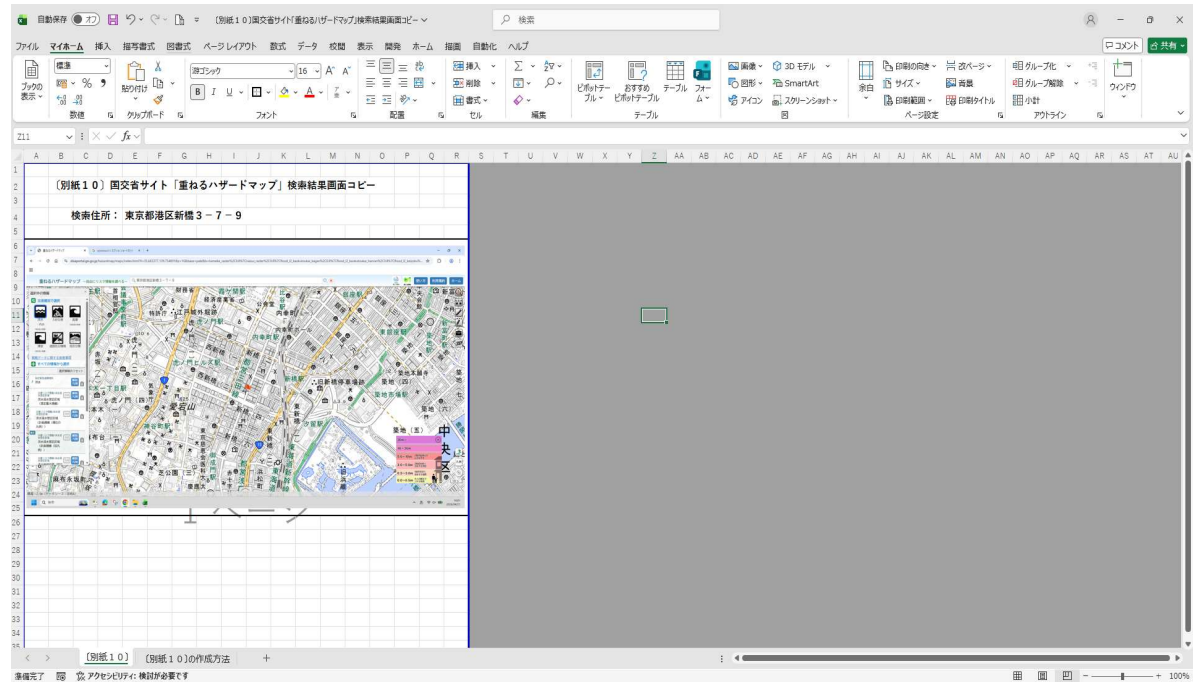


3. 参考資料への貼付方法

- ① 編集が完了したハザードマップを表示したまま、windowsキー＋prt scキーを押し、スクリーンショットを撮影します。
※ ノートPC等、機種によっては、fn＋windowsキー＋prt scを押します。
- ② 別紙１０シートを開き、スクリーンショットを貼り付けます。



- ③ スクリーンショットが枠内に収まるように大きさと位置合わせを行い、「検索住所：」の隣のセルに申請住所を入力します。



- ④ 「別紙１０」のシートをPDF化して保存し、申請資料として添付します。

虎ノ門リゾート株式会社

御中

申請者(設備使用者)

■ガス導管事業者または、ガス
小売事業者
■押印有無については導管事業
者または、ガス小売事業者にて
判断下さい

虎ノ門ガス株式会社

導管部長 有楽町 太郎

東京都港区新橋三丁目7番9号

供給確認書(検討結果)

当該供給先に対し、中圧導管又は耐震性を向上させた低圧導管によって、ガスを供給中、又は供給する見込みであることを以下の通り、確認しました。

供給方式	☐ 中圧供給(中間圧含む)		☒ 耐震性を向上させた低圧導管
供給状況	☐ 既存(供給中) 入替不要	☐ 既存(供給中) 入替要	☒ 新規 (供給見込み)
供給先名称	虎ノ門リゾート株式会社 虎ノ門ホテル		
供給先住所	東京都港区新橋三丁目7番9号		
(既存) ガス管の材質	施設の前面道路の本・支管の材質	:	なし
	施設への供給管(引込管)の材質	:	なし
(入替または新規) ガス管の材質	施設の前面道路の本・支管の材質	:	ポリエチレン管
	施設への供給管(引込管)の材質	:	ポリエチレン管
既存取引メーター の写真 (本体、銘板) ※別添可	中圧供給の場合、ブルダウンから「ー」を選択 低圧供給等の場合、ブルダウンから管種を選択		
	ガスメーター本体と銘板の写真を添付。		

入替もしくは、新規(供給見込み)の場合

新規供給見込みは、ガス工事期間、供給開始時期の予定を記入すること

ガス工事期間	令和 8 年 11 月 1 日 ~ 令和 8 年 11 月 31 日 (見込み)
供給開始時期	令和 9 年 1 月 10 日 (見込み)

添付資料

該当箇所にチェック

チェック	添付資料
☒	導管図 ※新規引き込みの場合、引き込み予定箇所をマーキングすること
☐	ガスメーターの写真(本体・銘板) ※新規供給の場合は不要

リース等料金計算書

1. 契約者名

賃借人の社名を記入

〇〇〇株式会社

2. リース期間

リース期間と開始予定月を記入

リース期間（年数）	15 年
リース期間（月数）	180 ヶ月
リース開始予定月	令和 8 年 12 月

※リース期間（年数）が耐用年数未満の場合は、契約書に再リースの記載が必要。

3. 物件代金、リース料、リース料率（補助金なし）

補助金が交付されない場合の金額を記入

①物件代金（税抜）	48,600,000 円	I
②月額リース料（税抜）	270,000 円	
③リース料率 = (②/①) × 100	0.56 %	

4. 物件代金、リース料、リース料率（補助金あり）

補助金が交付される場合の金額を記入

①物件代金（税抜）	28,600,000 円	II
②月額リース料（税抜）	158,888 円	
③リース料率 = (②/①) × 100	0.56 %	

※物件代金の調達金利は補助金を取得しても上昇することはありません。

5. 補助金相当額

I - II	20,000,000 円	自動計算
--------	--------------	------

6. 添付資料

・ 契約書（案）の写し

賃貸人の社名および担当者名を記入
様式2__4. 補助事業担当窓口に記載する

会社名	虎ノ門ファイナンス株式会社
担当者名	新橋 次郎

(別紙 13)

複数年1年目の申請書提出時に添付

令和8年8月7日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

共同申請の場合、申請者毎に提出すること

申請者

(法人名) 虎ノ門リゾート株式会社

(代表者名) 新橋 一郎

(住所) 東京都港区新橋三丁目7番9号

申請者

(法人名) ○○○○株式会社

(代表者名) ○○ ○○

(住所) 東京都港区新橋○丁目○番○号

申請者

(法人名) △△△△株式会社

(代表者名) △△ △△

(住所) 東京都港区新橋△丁目△番△号

令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
事業継続誓約書

令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金の交付を受けた際は、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 上記補助金の交付規程等に則り、複数年事業を継続し補助事業を完了させること
2. 実施計画書に記載した内容を満たすこと
3. 令和8年度実績報告書の提出時、事業継続確認書を都市ガス振興センター（以下、センター）に提出すること
4. 令和9年度に交付申請しない場合、事業が完了した際にセンターに事業完了報告書を提出するとともに、実施計画書に記載した内容を満たしているかセンターの確認を受けること
5. 補助事業を中止した場合や実施計画書に記載した内容を満足出来なくなった場合には、既に交付された補助金相当額を返納すること既に交付された補助金相当額を返納すること
6. 補助事業完了の翌年度4月から翌年3月までの期間において、補助対象設備で使用した燃料使用量等の実績データを取りまとめ、センターに提出すること

以上

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

発注先選定理由書

申請者	
見積件名	〇〇工事
発注予定先	□□社
提出理由	
選定理由	注)本理由書を使用する場合は、事前に都市ガス振興センターへ必ず問合せください。 センター内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。 合理的理由として原則認められない例 ・導入したい設備の代理店なので ・メーカーに直接見積を取るのが最も安価だから ・構内業者だから ・施工の信頼性が高いから ・対応が早いから

(別紙17)

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

申請者

(法人名)

(代表者名)

(住所)

令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
中小企業における賃金引上げの取組について(表明書)

令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金を申請するにあたり、
下記のとおり、今年度の賃金引上げを誓約いたします。

記

1. 補助事業完了時まで、従業員の平均賃金支給額を増額いたします。

《添付資料》 賃上げを行ったことを示す書類

※申請時点で未実施の場合、実績報告時に提出

賃上げを行ったことを示す書面の例
・(賃上げを行った)社内通知
・(賃上げを行った)組合の資料
等(年度内に賃上げをした事業者が対象となる)

以上

※中小企業者(みなし大企業を除く)について

中小企業者については、中小企業庁の定義に従い、日本標準産業分類による業種を4区分(卸売業、小売業、サービス業、製造業その他)に分類し、それぞれの区分で、資本金の額(又は出資の総額)、もしくは従業員の数の基準に該当するものを中小企業者とする。

※中小企業者は、下記のいずれかに該当する「みなし大企業」を除くものである。

- ・発行株式数の総数又は出資価額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行株式数の総数又は出資価額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

中小企業者の基準(資本金規模又は従業員規模のどちらかに該当すること)

業種分類	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下

(別紙 18)

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

申請者

(法 人 名)

(代表者名)

(住 所)

**令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
ワーク・ライフ・バランス等推進事業者（表明書）**

令和8年度天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金を申請するにあたり、下記記載の制度の対象事業者であることを表明いたします。

記

1. ワーク・ライフ・バランス等推進に有効な認定を受けている事業者

- ・健康経営優良法人（経済産業省）
- ・くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定（厚生労働省）
- ・ユースエール認定（厚生労働省）

《添付資料》 上記認定書の写し

以上

(別紙19)

交付申請時提出書類チェックリスト

項 目		確認
1. 交付申請書(様式第1)		
1-1	「申請日」は、公募期間内となっているか	
2. 実施計画書(様式第2)		
2-1	実施場所住所、最寄駅またはバス停、施設名称、施設の所有者は正しく記載されているか	
2-2	実施計画書に補助事業の具体的な内容は正しく記載されているか	
2-3	請負会社等への支払いについて、該当項目にチェックしているか	
2-4	共同申請の場合、共同申請にかかる相互の契約や役割分担が分かる資料が添付されているか	
2-5	「補助事業の開始予定日」は請負会社等との契約予定日となっており、(別紙4)発注計画書の記載と合致しているか 「補助事業の完了予定日」は請負会社等への支払い完了予定日(令和9年2月26日以前)となっているか(単年度事業の場合)	
2-6	都市ガス供給に関して適切に記載されているか	
2-7	(別紙5)CGS計算シートによる計算結果が記載されているか	
2-8	CO2排出削減量およびCO2削減率の計算は正しいか(停電対応CGSのみ)	
2-9	(別紙11)供給確認書(検討結果)が添付されているか	
2-10	都市ガス供給に関して適切に記載されているか	
2-11	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額は見積書と整合性がとれ、正しく算出されているか	
2-12	各経費の欄に金額がない場合は、空欄とせず0と記載されているか	
2-13	補助事業者の概要欄に「業種」「資本金」「従業員数」が記入されているか	
2-14	資金調達計画の補助金と補助金交付申請額が一致しており、補助事業に要する経費と合計額が一致しているか	
2-15	国からの他の補助金と重複する(予定含む)場合はチェック及び申請する補助金の概要がわかる資料が添付されているか	
2-16	「地図」「(別紙1)申請金額整理表」「(別紙2)補助事業に要する経費等の申請者別、年度別内訳」を添付しているか	
2-17	共同申請の場合、(別紙2-1)申請者別経費等内訳、(別紙3)申請者別資金計画は添付されているか	
Ⅰ. 発注計画書		
I-1	「補助事業の開始予定日」から「完了予定日」までのスケジュールが明記されているか	
I-2	「補助事業の開始及び完了予定日」は「様式第2_実施計画書」の記載と合致しているか	
I-3	「補助事業の開始予定日」(請負会社等との契約予定日)が交付決定予定日以降であるか	
I-4	「補助事業の完了予定日」(請負会社等への支払い完了予定日)は令和9年2月26日以前であるか	
I-5	複数年度事業の場合に「補助事業の完了予定日」(請負会社等への支払い完了予定日)は令和10年2月29日以前であるか	
Ⅱ. 補助対象設備の仕様		
II-1	メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書やカタログ等の写しがあるか	
II-2	(別紙5)CGS計算シート、想定稼働データ(熱と電気)が添付されているか(停電対応CGSのみ)	
II-3	(別紙6)GHP室内機接続確認シートが添付されているか(停電対応GHPのみ)	
Ⅲ. 補助事業の設備に関する図面および従来設備の設置状況を示す写真		
III-1	構内配置図、機器配置図、システム図、電気系統図が添付され、色分け等により補助対象部分が明記されているか	
III-2	ガス配管図は、敷地内ガス配管の口径、延長、分岐等が明記されている平面図・アイソメ図が添付されているか	
III-3	システム図、ガス配管図に対象設備の運転状況を確認するために必要な専用の計測装置が明示されているか	
III-4	既存設備がある場合には、設置状況写真(外観、機器、銘板等を撮影し、撮影日を記載のこと)	
Ⅳ. 見積依頼書、見積書の写し		
IV-1	(別紙7)見積依頼書の写しは添付されているか、機器仕様および工事内容は十分に表現されているか	
IV-2	(別紙7)見積依頼書に記載した内容は、メーカ指定や数量指定をしていないか	
IV-3	見積書に日付の記載があるか	
IV-4	見積書の件名は、見積依頼書と同じになっているか	
IV-5	見積書の宛名が申請者の法人名と同一であるか	
IV-6	指定された経費区分に分かれているか	
IV-7	経費区分毎の補助対象経費、補助対象経費合計が記載されているか、補助対象を明確にしているか	
Ⅴ. 申請者情報		
V-1	会社・事業所のパンフレット、(別紙8)役員名簿が添付されているか	
V-2	履歴事項全部証明書のコピー(申請日から遡って3か月以内のもの)、および直近の財務諸表が添付されているか	
V-3	地方自治体等及び非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類が添付されているか	
Ⅵ. 避難所として協定を締結していることが証明できる書類の写し		
VI-1	防災計画指定等の施設であることが分かる証明書類や契約書の写しが添付されているか	
VI-2	(別紙9)水没リスク確認書が適切に記載されハザードマップが添付されているか	
Ⅶ. 導管によるガス供給を受けていることを示す書類		
VII-1	都市ガス会社が発行した(別紙11)供給確認書(検討結果)の写しが添付されているか	
VII-2	ガス導管図面(引込(予定)箇所及び本支管・供給管(引込管)の材質が分かるもの)、ガスメーター及び銘板の写真等が添付されているか	
Ⅷ. 該当する場合に添付が必要な書類		
VIII-1	[リース、エネルギーサービス、賃貸借等による申請] 内容に関する契約書案、料金計算書等	
VIII-2	[支払委託契約による申請の場合] 支払委託契約書案	
VIII-3	[複数年度申請の場合](別紙13)事業継続誓約書	
VIII-4	[競争入札によらずに発注先選定する場合](別紙14)発注先選定理由書(認められた場合のみ)	
VIII-5	必要な追加書類	

※該当しない項目にも「ー」を記入し、空欄を作らないこと

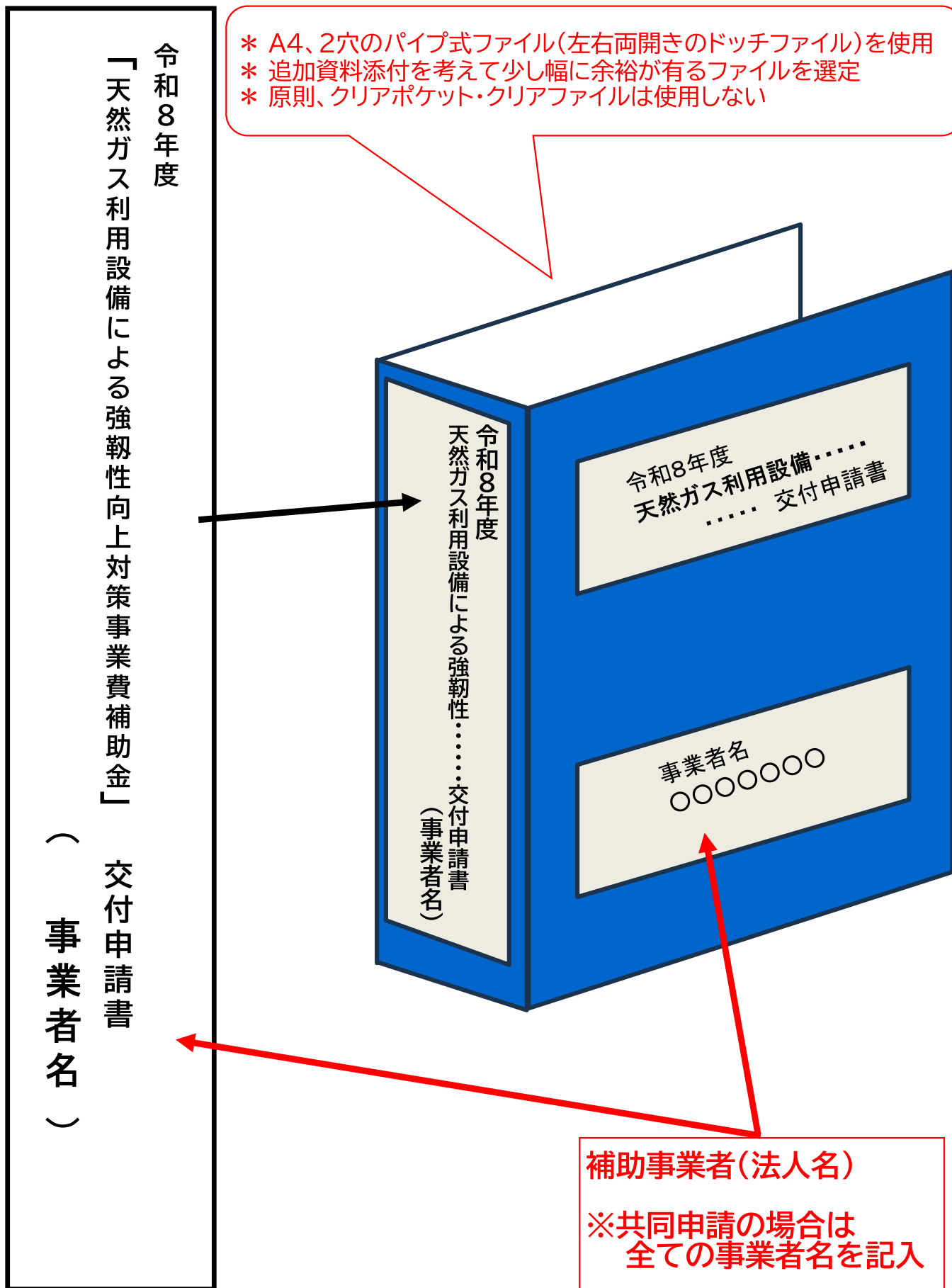
(別紙 20)

交付申請書 目次

必要に応じて、項目を追加または削除して作成してください

- 1 : 交付申請書 (様式第 1)
- 2 : 実施計画書 (様式第 2)
 - 避難スペース (建物区分アの場合、停電時に設備が寄与する面積) が読取れる図面
 - 申請金額整理表 (別紙 1)
 - 補助事業に要する経費と補助対象経費の差額が分かる資料
 - 施設所在地の地図 (案内図)
 - 役割分担を示す体制表
 - 補助事業に要する経費等の申請者別内訳 (別紙 2)
 - 申請者別の資金調達計画 (別紙 3)
- I : 発注計画書 (別紙 4)
- II : 補助対象設備の仕様
- III : 補助事業の設備に関する図面
- IV : 見積依頼書、見積書の写し (別紙 7)
- V : 申請者情報 (会社情報パンフレット、役員名簿 (別紙 8)、履歴事項全部証明書、財務諸表)
- VI : 避難所として協定していることが証明できる書類
 - 地方公共団体との協定書等、または協定見込みの場合は協議の議事録
 - 補助対象設備の水没リスク確認書 (別紙 9)
 - 国交省サイト「重ねるハザードマップ」検索結果画面コピー (別紙 10)
- VII : 導管によるガス供給を受けていることを示す書類 (供給確認書 (別紙 11))
- VIII : その他書類
 - : リース・エネルギーサービス・賃貸借等に関する書類 (リース等料金計算書 (別紙 12))
 - : 事業継続誓約書 (別紙 13)
 - : 支払委託契約書の案
 - : 発注先選定理由書 (別紙 16)
 - : 中小企業における賃金引上げの取組について (表明書) (別紙 17)
 - : ワーク・ライフ・バランス等推進事業者 (表明書) (別紙 18)
- IX : 交付申請時提出書類チェックリスト (別紙 19)

- * A4、2穴のパイプ式ファイル(左右両開きのドッチファイル)を使用
- * 追加資料添付を考えて少し幅に余裕が有るファイルを選定
- * 原則、クリアポケット・クリアファイルは使用しない



補助事業者(法人名)

※共同申請の場合は
全ての事業者名を記入